

### ■ 基本的な考え方

建築物のエレベーターは、高齢者、車いす使用者等にとって、最も重要な垂直移動手段であり、安全かつ円滑に操作して目的の階へ移動できるよう、案内や表示などにも配慮する必要があります。

そのため、エレベーター及び乗降ロビーは、適切な幅や奥行き等の空間を確保し、視覚障がい者に向けた音声装置の設置などに配慮しなければなりません。

### ■ バリアフリー整備基準

	内 容	関 連 条 例	対 象 規 模
移動等円滑化経路	①かごは必要階(利用居室又は車いす使用者用便房・車いす使用者用駐車施設のある階、地上階)に停止するか	令18-2-5-イ	1,000㎡以上
	②かご及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか	令18-2-5-ロ	
	③かごの奥行きは135cm以上であるか	令18-2-5-ハ	
	④乗降ロビーは高低差がなく、幅・奥行き共に150cm以上であるか	令18-2-5-ニ	
	⑤かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けているか	令18-2-5-ホ	
	⑥かご内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか	令18-2-5-ヘ	
	⑦乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けているか	令18-2-5-ト	
	⑧かご内に戸の開閉を確認できる鏡を設置しているか	条19-2-4-ア	
	⑨出入口には、利用者を感知し、閉鎖を自動制止する装置を設置しているか	条19-2-4-イ	
	⑩かご内に手すりを設置しているか	条19-2-4-ウ	
	⑪火災時管制運転装置を設置しているか	条19-2-4-エ	別表第1 (その他基準)
	⑫不特定多数の者が利用する建築物の移動等円滑化経路を構成するものであるか 【⑫が「該当」の場合(1)～(2)に適合するか】	令18-2-5-チ	不特定多数 が利用 2,000㎡ 以上
	(1)かごは幅140cm以上であるか	令18-2-5-チ	
	(2)かごは車いすが転回できる構造か	令18-2-5-チ	
⑬不特定多数の者又は主に視覚障がい者が利用する建築物であるか 【⑬が「該当」の場合(1)～(3)に適合するか】	令18-2-5-リ	不特定多数 又は主として視覚障 害者が利用 1,000㎡ 以上	
(1)かご内に到着階・戸の閉鎖を知らせる音声装置を設けているか	令18-2-5-リ		
(2)かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置は、点字等(文字等の浮き彫り、音声案内又はこれらに類するもの)により、視覚障がい者が円滑に操作できるか	令18-2-5-リ (国告1493)		
(3)かご内又は乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を知らせる音声装置を設けているか	令18-2-5-リ		

## ■ バリアフリー整備基準の解説

<移動等円滑化経路の基準> ●バリアフリー整備基準 ◇望ましい基準

項目	解説	参照条文等
①停止階	<ul style="list-style-type: none"> <li>●かごは、利用居室、車いす使用者用便房又は車いす使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止する。</li> <li>◇通常一般の利用がない部分や機械室等の少数の特定の者しか使用しない階除き、直接地上へ通ずる出入口のある階、利用居室があるすべての階に停止させる。</li> </ul>	<p>令18-2-5-1</p> <p>誘7-1</p>
②出入口の有効幅ほか	<ul style="list-style-type: none"> <li>●かご及び昇降路の出入口の有効幅は、車いすが通過できる幅80cm以上とする。</li> <li>●かご内及び乗降ロビーには乗降の支障となる障害物、突起物を設けない。</li> <li>◇不特定かつ多数の者が利用するエレベーターのかご及び昇降路の出入口の幅は、90cm以上とする。</li> <li>◇乗降ロビーの出入口の戸は周囲の壁と異なる色にするなど、その位置が視認しやすいようにする。</li> </ul>	<p>【図1】</p> <p>令18-2-5-10</p> <p>誘7-5-2</p>
③かごの大きさ	<ul style="list-style-type: none"> <li>●電動車いす使用者が利用できるよう、かごの奥行きは135cm以上とする。</li> <li>◇座位変換型の電動車いす使用者に配慮して150cm以上とする。</li> <li>◇かご内の床面の色は、乗降ロビーと容易に区別できるものとする。</li> </ul>	<p>【図1】</p> <p>令18-2-5-8</p>
④乗降ロビーの広さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>●乗降ロビーは、高低差がないものとし、乗降前後に車いす使用者が回転できる150cm角以上の空間を確保する。</li> <li>◇特定かつ多数の者が利用する建築物のエレベーターの乗降ロビーは、高低差がないものとし、乗降前後に車いす使用者が回転できる180cm角以上の空間を確保する。</li> <li>◇エレベーター付近に下りの階段やスロープ、又は段を設ける場合には、それらをエレベーターからできるだけ離れた位置に設けるなど、車いす使用者等の転落防止に配慮する。</li> <li>◇視覚障がい者が乗り場ボタンの位置を認知しやすいよう乗り場ボタンへの誘導ブロック、当該乗り場ボタンの前には点状ブロックを敷設する。</li> <li>◇視覚障がい者が乗降口を認知できるよう乗り場ボタンから乗降口まで点状ブロックの敷設が望ましいが、高齢者等が引っかからないように配慮が必要である。</li> </ul>	<p>【図1】</p> <p>令18-2-5-12</p>
⑤⑥⑦制御装置	<ul style="list-style-type: none"> <li>●かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に乗り場ボタンを設ける。</li> <li>●乗り場ボタンは、床から100cm程度の高さに設置する。</li> <li>●乗り場ボタンは、操作がしやすく、戸の開閉時間を延長する機能を有する。</li> <li>●かご内に停止予定の階及びかごの現在地をわかりやすく表示する装置を設ける。</li> <li>●乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設ける。</li> <li>●乗降乗り場ボタンの付近など、車いす使用者等の見やすい位置に、国際シンボルマークを表示する。</li> <li>◇乗降ロビーに設ける制御装置の前の床面には、視覚障がい者に対して制御装置の存在を示すために、点状ブロック等を敷設する。</li> <li>◇同一建築物内のエレベーターでは、操作盤等の取付位置、配列、ボタン配置、及び形状、使い方を統一する。</li> <li>◇ボタンは操作しやすいように押しボタン式とし、大きめのものを用いる。(センサーは押したかどうか視覚障がい者にはわかりにくい)</li> <li>◇乗降ロビーの乗り場ボタンは、操作時に音声と点灯・触感で反応する等、ボタン操作への応答が視覚・聴覚・触覚で確認できるものとする。また、図記号(ピクトグラム)によるわかりやすいサインの表示にも配慮する。</li> <li>◇制御装置のボタンは、操作しやすいように大きめのものとし、浮き彫り表示とする。</li> <li>◇制御装置のボタンは、戸の開放時間を通常より長くできる機能を持たせる。</li> </ul>	<p>【図1、2】</p> <p>令18-2-5-10</p> <p>令18-2-5-8</p> <p>令18-2-5-10</p> <p>令19</p>

項目	解説	参照条文等
⑧鏡の設置	<p>●かごの内部には、車いす使用者がかごの中で転回しなくても、戸の開閉状況が確認できるよう、かご入口正面壁面の床上 40 cm から 150 cm 程度の範囲に、出入口状況確認用の鏡(ステンレス製、又は安全ガラス等)を設ける。</p> <p>◇出入口が貫通型、直角2方向型及びトラン付型のかごの場合は、かごの上部に凸面鏡を設ける。</p>	<p>条19-2-(4)ア 標2.6.1(5)② 【図1】</p>
⑨乗降者検知装置	<p>●出入口には、利用者を感じ、戸の開閉を自動的に制止する装置を設ける。</p> <p>◇光電式の場合は光電ビームを2条以上、床上20cm及び60cm程度の高さに設ける。</p> <p>◇乗降口のドアは、乗降が確認できるまで閉鎖しない構造とする。また、開閉時間が短いものは危険性を伴うので、ドアの戸閉を制御する装置を設ける。</p>	<p>条19-2-(4)イ 標2.6.1(5)③</p>
⑩手すり	<p>●かご内の両側面の壁及び正面壁に手すりを設け、握りやすい形状とする。</p> <p>◇出寸法は5cm程度に収め、高さは、床から75～85cm程度とする。</p>	<p>条19-2-(4)ウ 標2.6.1(5)①</p>
⑪緊急時対応への配慮設備	<p>●利用者が緊急時に円滑に避難できるようにするため、火災の発生を感じ、自動的にかごを避難階(地上階)に停止させ、戸を開放する装置を設ける。</p> <p>◇聴覚障がい者への配慮として、非常時聴覚障がい者用ボタンを設けるとともに、視覚的情報伝達の方法となる電子文字表示盤、聴覚障がい者モニター又はこれに代わるものを設ける。</p> <p>◇緊急時等においてかご内外の連絡等が可能となるよう、エレベーターの出入口には、下端の高さが床上50cm程度のガラス窓(防火区画との関係に注意が必要)を設ける。</p> <p>◇管制運転が作動した場合や故障した時など、かご内の乗客に音声と電光表示等で情報提供や表示で案内する。</p>	<p>条19-2-(4)エ 別表第1 標2.6.1(5)⑦ 留意点</p>
⑫不特定かつ多数の者が利用する2,000㎡以上の建築物	<p>●床面積2,000㎡以上の不特定かつ多数の者が利用する建築物では、かごの幅は、140cm以上とし、かご内で転回できる構造とする。(収容人数11人以上)(◇かごの幅160cm以上)</p>	<p>令18-2-5-チ 【図1】</p>
⑬不特定かつ多数の者又は主として視覚障がい者が利用する場合	<p>●かご内に、かごが到着する階、並びに、かご及び昇降路の出入口の戸の開鎖を音声により知らせる装置を設ける。</p> <p>●かご内及び乗降口ビーンに設ける制御装置は、点字等の方法(文字の浮き彫り、音による音声、左記2つに類するもの)により視覚障がい者(立位で使用することを基本)が円滑に操作することができる構造とする。</p> <p>ただし、駐車場に設けるエレベーター及び乗降口ビーンは除く。</p> <p>●かご内又は乗降口ビーンに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設ける。</p> <p>◇エレベーターの防火区画を乗降口ビーンに設けた防火戸で行う場合、防火戸や防火シャッターの柱や枠が避難を妨げないようにする。</p>	<p>令18-2-5-リ(1) 令18-2-5-リ(2) 国告1493 令18-2-5-リ(3) 標2.6.1(3) 留意点</p>
その他留意点	<p>◇エレベーターは、車いす使用者などの障がい者が利用する出入口に近い場所に設置する。</p> <p>◇その他の規格は、(社)日本エレベーター協会による「車いす兼用エレベーターに関する標準」及び「視覚障害者兼用エレベーターに関する標準」の基準に適合させるものとする。</p>	

〈エレベーター基準比較表〉

移動等円滑化経路		整備内容	準移動等円滑化経路	準視覚障害者移動等円滑化経路
不特定かつ多数が利用するもの	不特定かつ多数又は主として視覚障がい者が利用するもの		2,000㎡以上の建築物	
1以上のエレベーター	1以上のエレベーター		1以上のエレベーター	1以上のエレベーター
○※1	○※1	必要階停止	○(住戸)	○
80 cm以上※1	80 cm以上※1	出入口幅	80 cm以上	80 cm以上
135 cm以上※1	135 cm以上※1	かご奥行き	135 cm以上	135 cm以上
140 cm以上※2	—	かごの幅寸法	—	—
○※2	—	車いすの転回に支障がない構造	—	—
○※1	○	乗降ロビー高低差なし	○	○
150 cm以上※1	150 cm以上※1	乗降ロビー幅・奥行き	150 cm以上	150 cm以上
○※1	○※1	車いす使用者用制御装置	○	○
○※1	○※1	停止予定階・現在位置の表示	○	○
○※1	○※1	昇降方向の表示	○	○
○※3	○※3	到着階・出入口戸の閉鎖の音声案内	○※4	○※4
○※3	○※3	制御装置の点字表示	○※4	○※4
○※3	○※3	昇降方向の音声案内	○※4	○※4
○※1	○※1	鏡の設置	○	○
○※1	○※1	戸の開閉自動制止装置	○	○
○※1	○※1	手すりの設置	○	○
○	○	火災時管制運転装置	—	—

※1…1,000㎡以上の建築物

※2…不特定多数が利用する 2,000㎡以上の建築物が対象

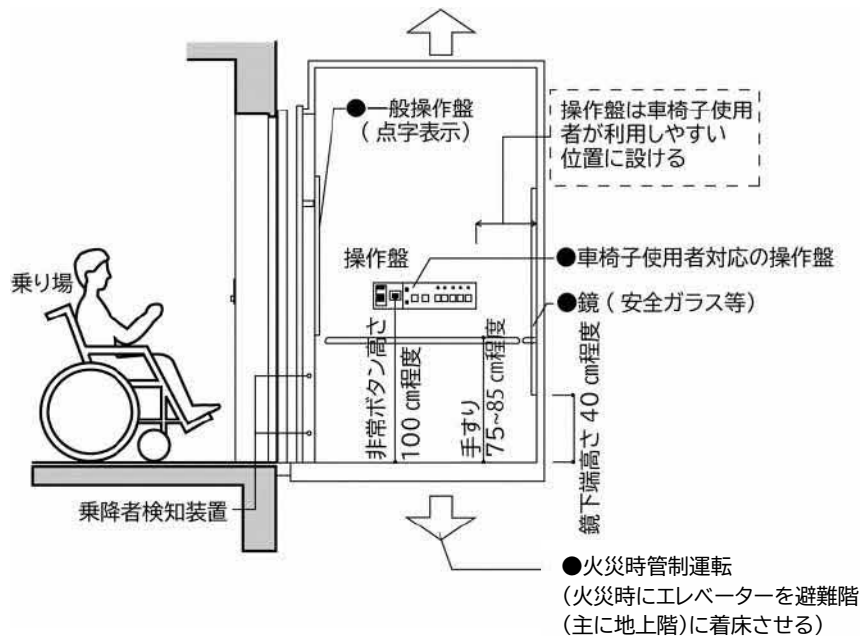
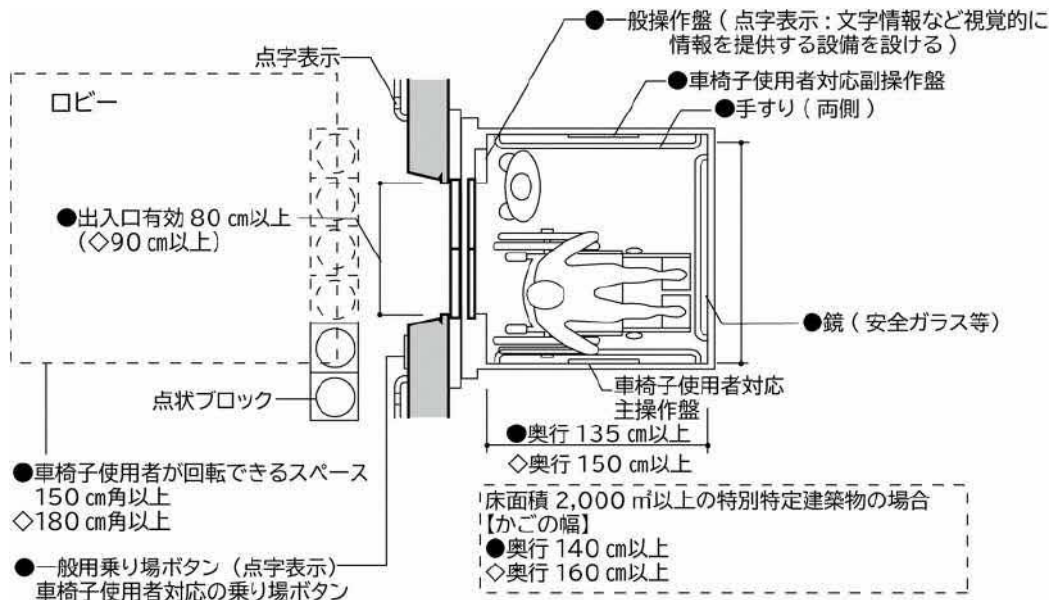
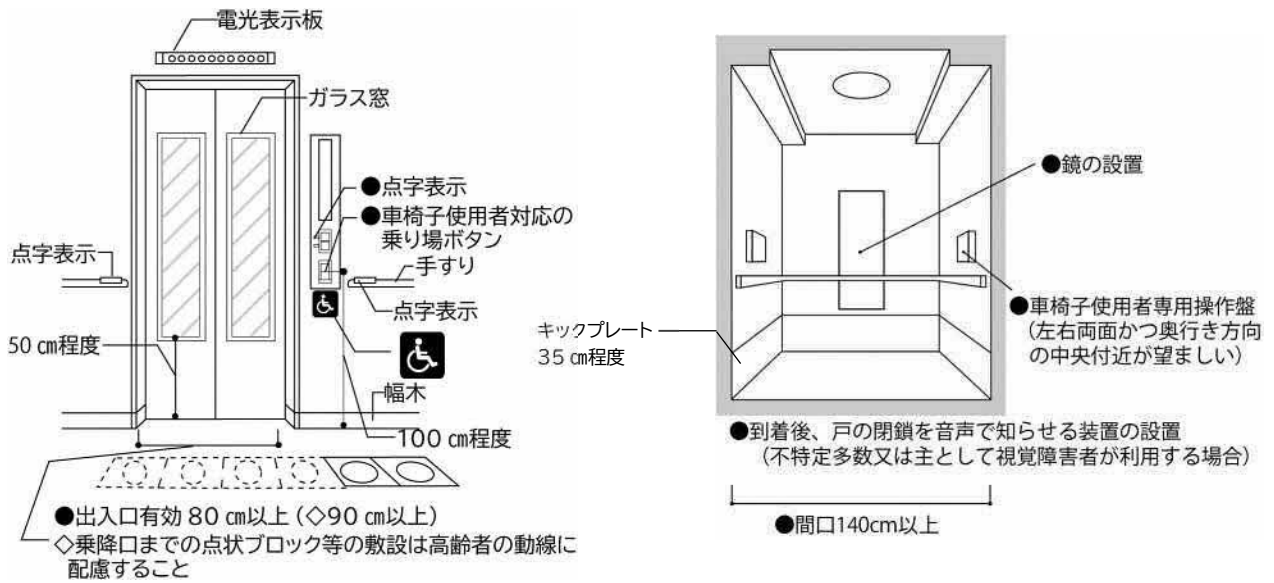
※3…不特定多数又は主として視覚障がい者が利用する 1,000㎡以上の建築物が対象

※4…不特定多数又は主として視覚障がい者が利用する建築物が対象

…視覚障がい者の利用上支障がなく、自動車の駐車のために供する場合は除く

## ■ 参考図

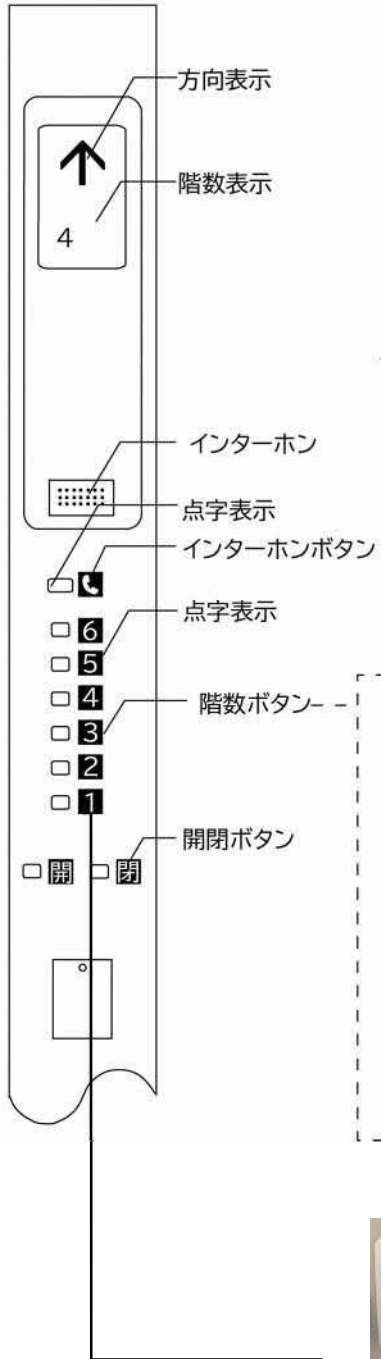
図1 エレベーターの形式



■ 参考図

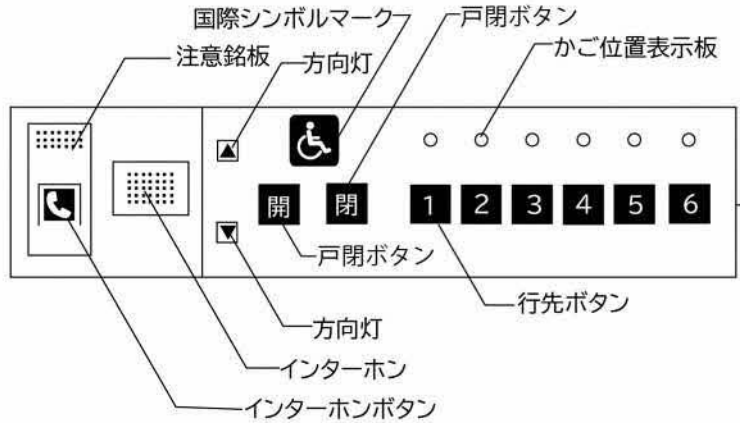
図 2 車いす使用者等専用操作盤の例

<縦型操作盤>



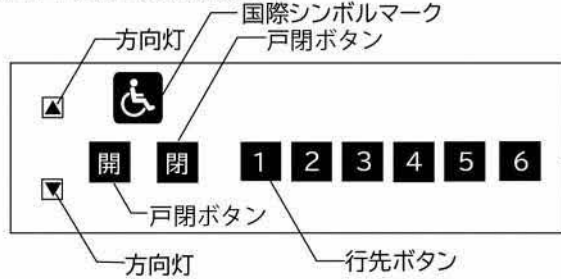
<車椅子使用者対応主操作盤>

(背面パネルに籠位置表示灯、方向灯を設けない場合)



床面から 100 cm程度

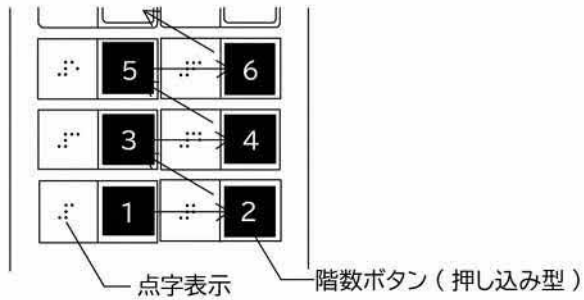
<車椅子使用者対応副操作盤>



床面から 100 cm程度

<階数ボタン>

- ・浮き彫りによる階数表示が望ましい
- ・階数ボタンが 2 列になる場合は千鳥配列が望ましい



<浮き文字ボタン>



## ■ 基本的な考え方

建築物のエレベーターや傾斜路による段差の解消が困難な場合の手段として、段差解消機などを設置します。

## ■ バリアフリー整備基準

	内容	関連条例	対象規模
移動等円滑化経路	①移動等円滑化経路に特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機を設置しているか 【①が「有」の場合②③に適合するか】	令 18-2-6	別表第1
	②エレベーターを設置しているか		
	(1)段差解消機の基準(平成 12 年建設省告示第 1413 号第 1 第九号)に適合しているか	国告 1492-2-1	
	(2)かごは幅70cm以上、かつ奥行き120cm以上であるか	国告 1492-2-1	
	(3)かごの奥行きと幅は十分であるか(車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合)	国告 1492-2-1	
③エスカレーターを設置しているか			
(1)車いす使用者用エスカレーターの基準(平成 12 年建設省告示第 1417 号第 1 ただし書)に適合しているか			

## ■ バリアフリー整備基準の解説

<移動等円滑化経路の基準> ●バリアフリー整備基準 ◇望ましい基準

項目	解説	参照条文等
①② 段差解消機	●エレベーターは、以下に掲げるものとする。 ・昇降行程が 4m 以下のエレベーター又は階段及び傾斜路に沿って昇降するエレベーター ・かごの定格速度が 15m 毎分以下 ・床面積が 2.25 m <sup>2</sup> 以下	国告第 1492 号 誘 8 【図 1】
◎設置位置	◇段差解消機は、主要な動線上にある階段等に添って設けることが望ましい。 ◇利用者の想定は車椅子使用者に限定せず、段差の昇降を困難と感じる高齢者、障害者等、多様な利用者が使うことのできる段差解消機とすることが望ましい。 ◇段差解消機には、大別して斜行型と鉛直型があり、敷地条件、建築条件に基づき選択する。	標 2.14.B(1)
◎乗降のための空間の確保	◇段差解消機への乗降時に車椅子の方向転換が必要な場合を考慮し、転回可能な乗降スペースを確保することが望ましい。 ◇乗降スペースは、水平とし、その幅及び奥行きは、150cm 以上とすることが望ましい。 ◇乗降スペース周辺には、車椅子使用者が転落する可能性のある段を設けない。	

項目	解説	参照条文等
◎構造	●平成12年建設省告示第1413号第1第9号に規定するものとする。 ◇使用者が単独で安全に操作できる構造とすることが望ましい。	(建築基準法関係告示) 平成12年国告示第1413号【図1】
◎かごの大きさ	●かごの幅は70cm以上、奥行き120cm以上とする。 ●車いす使用者が乗降する際、かご内で90度回転する必要がある場合には、回転スペースを考慮し、かごの大きさは、幅140cm以上、奥行き140cm以上とする。 ●車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合は、かごの幅と奥行きが十分に確保されている。	国告示第1492号第1485号【図1】
①③ エスカレーター	●エスカレーターは、以下に掲げるものとする。 ・車いすに座ったまま車いす使用者を昇降させる場合、2枚以上の踏段を同一の面に保ちながら昇降を行うエスカレーター ・運転時において、踏段の定格速度30m毎分以下 ・2枚以上の踏段を同一の面とした部分の先端に車止めを設けたもの	国告示第1492号
◎構造	●平成12年建設省告示第1417号第1ただし書に規定するものとする。	(建築基準法関係告示) 平成12年国告示第1417号
◎手すり	◇高齢者、障がい者等の安全性を高めるため、エスカレーターの乗降口には、乗降口誘導用固定手すりを設けるものとする。 ◇乗り口・降り口ともに、踏段手前くし板から70cm程度の移動手すりを設ける。 ◇乗降口誘導固定手すりの長さは、100cm以上とする。 ◇手すりには、点字又は記号による案内表示(現在位置、階数、運転方向)を取り付ける。	標2.6.2(1)【図2】
◎踏段	◇ステップの水平部分は3枚程度、定常段差に達するまでのステップは5枚程度とする。 ◇ステップの踏段端部は縁取り等により、認知しやすくする。 ◇くしはできるだけ薄くし、車いすのキャスターが乗り越えやすくする。 ◇くしは、色を変えるなどして、ステップの部分とはっきり区別がつくようにする。	標2.6.2(1)【図2】
◎点状ブロック等	◇エスカレーターの乗降口部に近接する通路の床には、点状ブロック等により、視覚障がい者にエスカレーターの位置を知らせる。 ◇点状ブロック等は、エスカレーター乗降口のランディングプレートから30cm程度の位置に敷設する。	標2.6.2(1)【図2】
◎標識	◇介助係員呼出しインターホン、車いす使用者利用可の案内標示を設ける。 ●ピクトグラム等の表示すべき内容が容易に識別できるものとする。	標2.6.2(1) JIS Z 8210
◎弱視者への配慮	◇乗降口の足元は適宜照明を行い、わかりやすくする。 ◇点状ブロックの前に乗降方向を示す床面サインを設置し、乗降方向を認識しやすくする。	標2.6.2(2)【図2】
その他留意点	◇乗降口の近くの壁面又は柱面等に非常停止ボタンを設ける。 ◇エスカレーター利用時のはさまれ事故、転倒事故を防止するために利用者への注意を喚起する。	標2.6.2(1) 標2.6.2(2)

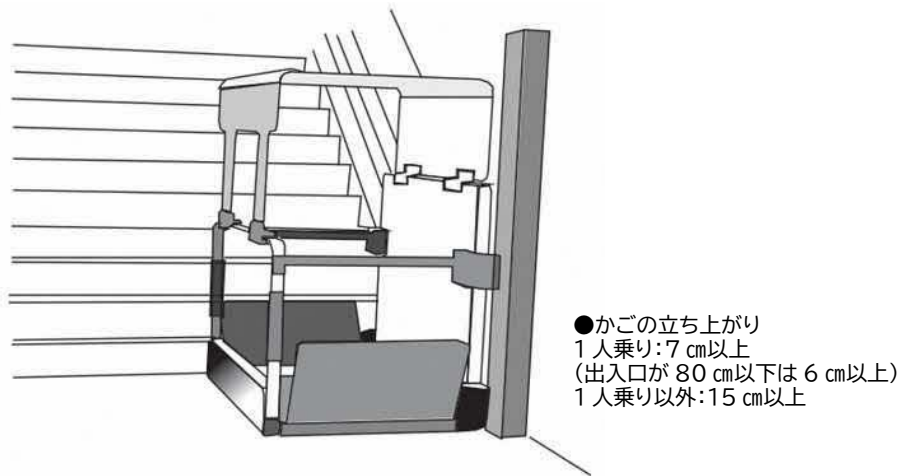


項目	解説	参照条文等
	<p>◇時間帯や点検工事等により進行方向が変わるエスカレーターでは、当該時点での進行方向を床面や手すり付近に表示、又は音声案内する。</p> <p>◇エスカレーターの音声案内装置の設置に当たっては、周囲の状況を踏まえて、聞き取りやすい音量や音質とすることに留意し、音源を乗り口に近く、利用者の動線に向かって設置する。</p>	

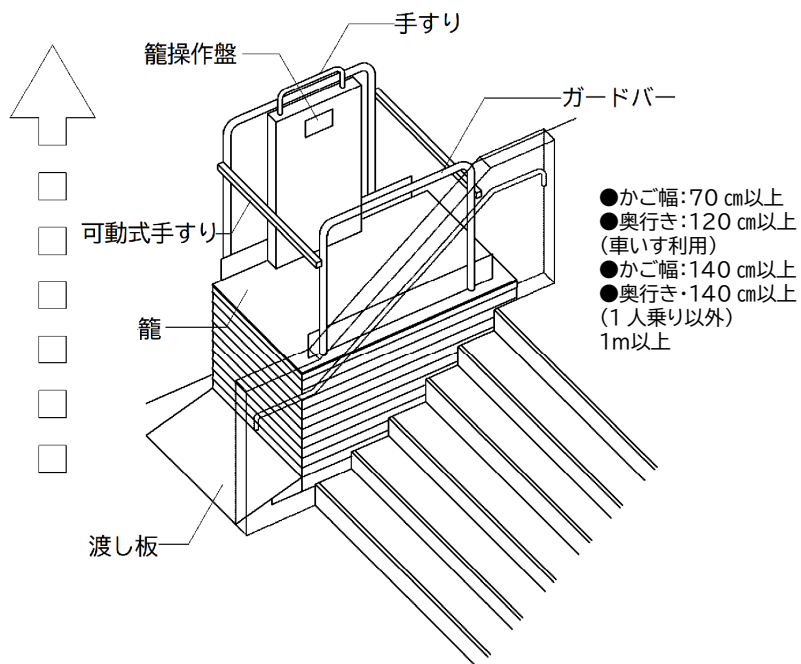
## ■ 参考図

図 1 段差解消機の整備例

### < 段差解消機(斜行型) >

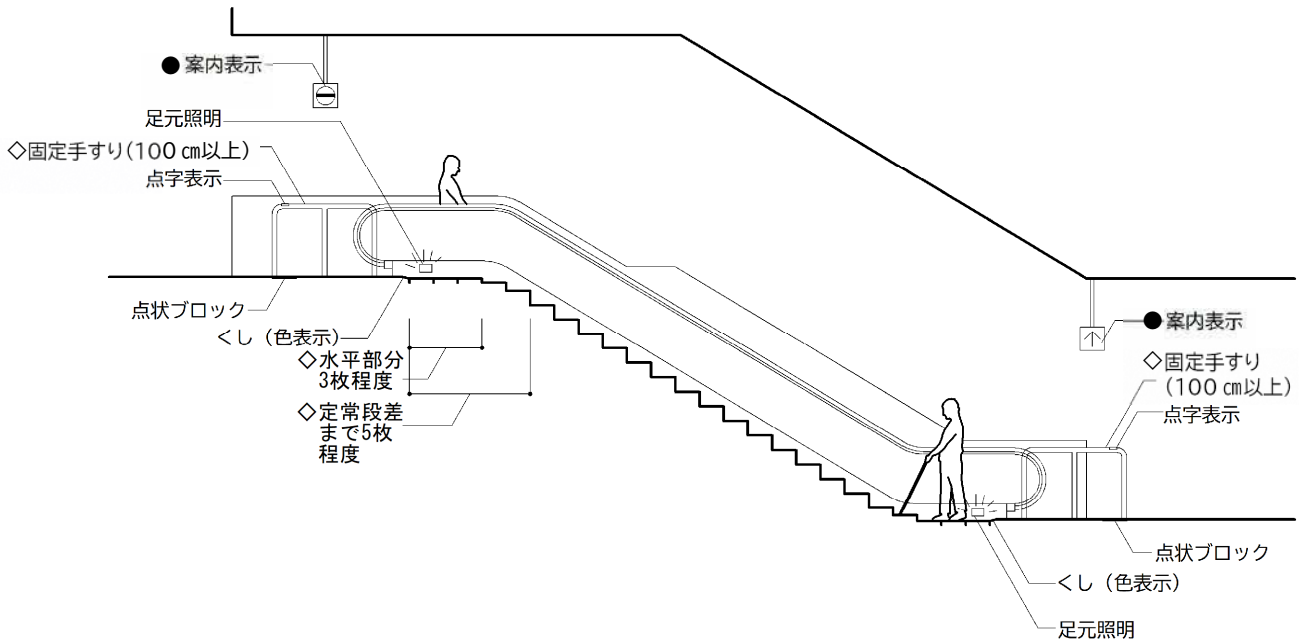
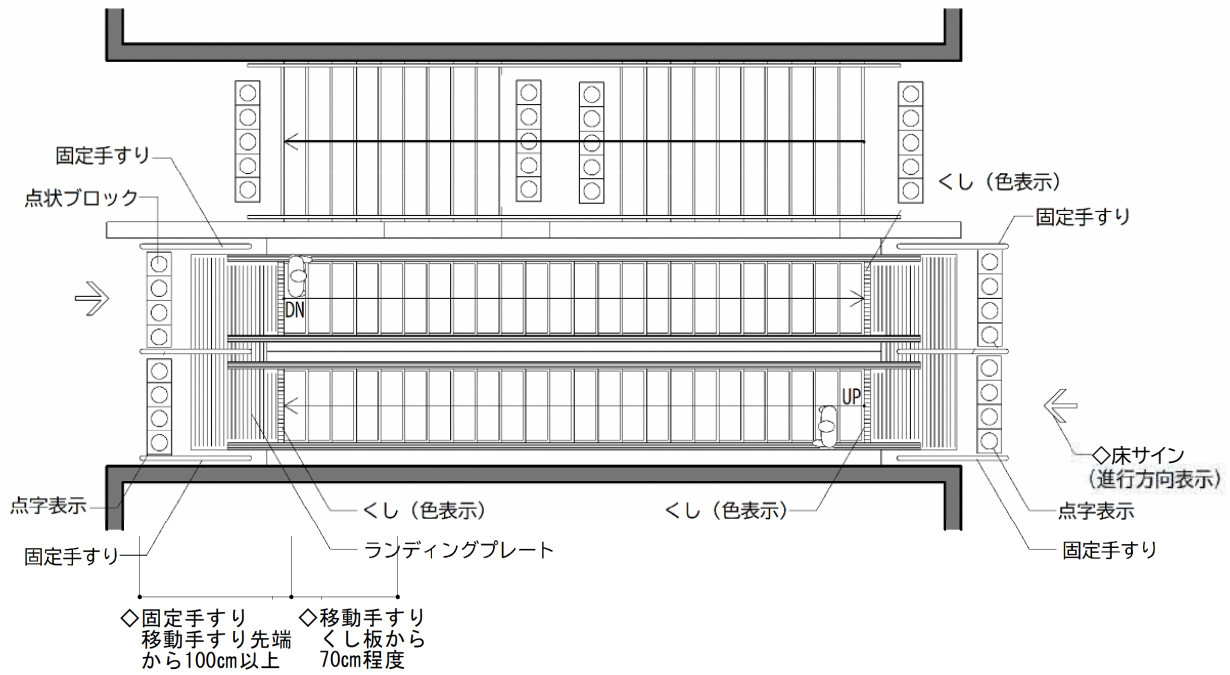


### < 段差解消機(鉛直型) >



## ■ 参考図

### 図 2 エスカレーターの整備例



07

特殊な構造又は使用形態の昇降機等

## ■ 基本的な考え方

建築物の便所は、高齢者、障がい者、子育て中の者等、すべての人が利用しやすいように配慮が必要になります。

近年、多様なニーズに応えるため、車いす使用者用便房が多機能化され、利用者が集中し、広い空間を必要とする車いす使用者が円滑に利用することが困難になっています。また、異性介助や性的マイノリティへの配慮として、男女専用のトイレ以外に、男女が共用できる便房設置のニーズが高まっています。

便所には、施設用途や利用者ニーズを踏まえ、個別機能を備えた便房を適切に設けるなど機能の分散化に配慮が必要です。

## ■ バリアフリー整備基準

	内容	関連条項	対象規模
一 般 基 準	【便所全般に係る基準】		
	①表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられているか	条 17-1-1	別表第 1
	②手洗い器に特定水栓(レバー式、光感知式(センサー式)等)を設置しているか (各便所 1 か所以上)	条 17-1-2	
	③必要な照度を確保し、床面、壁面及び出入口戸は色の明度差等で識別しやすいか	条 17-1-6	
	④聴覚障がい者対応の火災警報装置(フラッシュライト等)を設けているか (ホテル・旅館の客室に設ける便所を除く)	条 17-1-5	別表第 3 (1,000 m <sup>2</sup> 以上)
	【車いす使用者用便房に係る基準(男女の区別がある場合は、それぞれ1以上)】		
	⑤車いす使用者用便房を1以上、設けているか	令 14-1-1	別表第 1
	(1)腰掛便座、手すり等を適切に配置しているか	国告 1496-1	
	(2)車いす使用者が円滑に利用できる空間を確保しているか	国告 1496-2	
	(3)操作が容易な大便器洗浄装置(くつべら式、押しボタン式等)を設置しているか	条 17-3-1	
	(4)手洗い器に特定水栓(レバー式、光感知式(センサー式)等)を設置しているか	条 17-3-2	
	(5)大型ベッド等を設置し、当該便所の出入口に表示しているか	条 17-3-3	別表第 6
	⑥建築物の主たる出入口の付近に標識を設置しているか (令 20-1 による案内板を設置する場合を除く。)	条 17-5、6	別表第 1
	【オストメイト対応設備を設けた便房に係る基準(男女の区別がある場合は、それぞれ1以上)】		
	⑦水洗器具(オストメイト対応)を1以上、設けているか	令 14-1-2	別表第 1
⑧次の場合、水洗器具専用の流しを設け、温水シャワーを備えているか(簡易水栓設置を禁止) ・保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署 ・公衆便所 ・床面積の合計が 1,000 m <sup>2</sup> 以上の特別特定建築物	条 17-4	条 17-4	
⑨建築物の主たる出入口の付近に標識を設置しているか (令 20-1 による案内板を設置する場合を除く。)	条 17-5、6	別表第 1	

	内 容	関連条項	対象規模
一 般 基 準	【子育て支援設備の設置に係る基準(男女の区別がある場合は、それぞれ1以上)】		
	⑩1以上の便房にベビーチェア等を設け、当該便房のある便所の出入口に表示しているか	条 17-2-1	別表第 1 (学校以外)
	⑪1以上のベビーベッド等を便所設け、当該便所の出入口に表示しているか (ただし、おむつ交換ができる場所を他に設置する場合を除く)	条 17-2-2	別表第 4
	【一般便房に係る基準】		
	⑫車いす使用者用便房以外の便房に腰掛便座、を1以上設けているか (男女の区別がある場合は、それぞれ1以上)	条 17-1-3	別表第 1
	⑬男子用小便器を設ける場合は、床置き式、壁掛式(受口の高さ 35cm 以下)などを1以上設けているか(車いす使用者用便房への設置も可とする)	令 14-2	別表第 1
	⑭1以上の男子用小便器は周囲に手すりを設け、当該小便器のある便所の出入口は幅 80 cm以上であるか	条 17-1-4	別表第 1
	⑮ ⑩とは別にベビーベッド等(おむつ交換ができる場所を他に設置する場合を除く)を、⑦とは別に水洗器具(オストメイト対応、簡易水洗可)を1以上設けているか(男女の区別がある場合は、それぞれ1以上)	条 17-2-3	別表第 5
	⑯車いす使用者用簡易型便房を1以上設けているか (男女の区別がある場合は、それぞれ1以上)	条 17-2-4	別表第 5
	(1)腰掛便座、手すり等を適切に配置しているか	条 17-2-4-7	
	(2)便所内の当該便房までの経路は車いすが転回できる構造とし、段を設けていないか	条 17-2-4-イ	
(3)当該便房のある便所の出入口に表示しているか	条 17-2-4-ウ		
(4)利用居室から当該便房までの経路のうち 1 以上を移動等円滑化経路にしているか	条 17-2-4-エ		
(5)当該便房の出入口戸は、引き戸、折れ戸その他車いす使用者の利用に配慮しているか	条 17-2-4-オ		
(6)操作が容易な大便器洗浄装置(くつべら式、押しボタン式等)を設置しているか	条 17-2-4-カ		

## ■ バリアフリー整備基準の解説

<便所全般(一般便所、車いす利用者用便房等)> ●バリアフリー整備基準 ◇望ましい基準

項目	解説	参照条文等
配置	<p>便所・・・複数の設備(小便器、大便器等)が配置された空間をいう。</p> <p>便房・・・1つの大便器が配置された区画をいう。</p> <p>令和3年3月に国土交通省が「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」を改正したことを踏まえ、個別のバリアフリー設備(車いす利用者用便房、オストメイト用設備を有する便房、乳幼児用設備を有する便房等)を備えた各種便房を「高齢者障害者等用便房(バリアフリーストイル)」と呼称する。</p> <p>◇車いす利用者用便房又はオストメイト用設備、ベビーチェア、ベビーベッドは、その設備を必要とする人が、それぞれ同時に便所を利用できるように、適切に便所内に分散して配置する。</p> <p>●案内設備及び便房の付近に設置する標識には、設備や機能を図記号(ピクトグラム等)で分かりやすく表示する。</p> <p>◇便房の戸には、便房の設備内容を文字や図記号等により分かりやすく表示する。</p> <p>●「13 標識」の一般基準の⑨⑩標識を準用する。</p>	<p>標 2.7 設計の考え方</p> <p>【図 11】</p> <p>標 2.7.1(6)</p>
① 仕上げ	<p>●床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。特に表面が濡れるおそれがある部分は、仕上げに配慮する。</p> <p>※「滑りにくい材料」は、建築基準法施行令第26条第1項第2号と同様の措置をもとめている。「24 滑りにくい床材」を準用する。</p> <p>◇排水溝等を設ける場合は、視覚障がい者や肢体不自由者等にとって危険にならないよう配置に配慮する。</p>	<p>条 17-1-1</p>
② 洗面・水栓器具	<p>●肢体不自由な方等が容易に手洗いできるよう、各便所の手洗い器又は洗面器 1 以上に(男女用の区別がある場合はそれぞれ 1 以上)は、レバー式又は自動水栓式等とする。</p> <p>◇吐水口の高さは車いす使用者に利用しやすい位置(洗面器の手前淵から 30 cm以内)とする。</p> <p>◇洗面器の下部は、車いす使用者の膝が入るスペースを確保する。</p> <p>◇手すりを設ける場合は利用に配慮した位置とする。</p> <p>◇冬季の使用や手の汚れを落としやすくするため電気温水器等を設置し、湯が出るようにする。</p> <p>◇鏡は、洗面器具の上部にできる限り近い位置を鏡の下端とし、上方へ 100 cm以上の高さで設置する。</p> <p>◇洗面器の脇には、杖や傘等を立てかけるくぼみ、又はフックを設ける。</p>	<p>条 17-1-2 条 17-3-2</p> <p>【図 13】</p>
③ 弱視者への配慮	<p>●照明設備の設置などにより、通行に支障が生じない明るさを確保する。</p> <p>●床面、壁面及び出入口戸(トイレブース、ライニングも含む)は、その存在を認識しやすいよう、色のコントラストの差を大きくする。なお、相互に近接する部分として、三方枠や巾木などのコントラストを大きくすることでもよい。</p> <p>(参照: II 施設整備の配慮事項及び設計事例集 1弱視者向けの施設整備の配慮事項及び設計事例集)</p>	<p>条 17-1-6 【図 12】</p>
④ 聴覚障がい者への配慮	<p>●聴覚障がい者に、火災発生等の緊急事態の情報を伝達するため、光によって報知する警報装置(フラッシュライト等)を設ける。(ホテルの客室に設けられる便所については、除く)</p> <p>●フラッシュライト等は、便房の戸を閉じた状態でも、その点滅が便房内で十分識別できる位置に設置するとともに、その点滅が緊急事態を表す旨を便所内に表示する。</p> <p>◇フラッシュライトは白色光とする。「光警報装置の設置に係るガイドライン(平成 28年9月6日付け消防予第264号)」を準用する。</p>	<p>条 17-1-5 【図 10】</p> <p>標2.7.1(4) ⑦</p>

項目	解説	参照条文等
◎案内図	<p>◇便所の出入口には、文字や記号により、男女の別、男女共用、便所内の内部の配置・設備を分かりやすく表示した案内図を設ける。</p> <p>◇視覚障がい者の利用に配慮し、音声による案内・誘導を行う。</p> <p>◇触知案内板等は、床から中心までの高さが140cm～150cmとなるように設置する。</p>	標2.7.1(6)
◎留意事項	<p>◇便所までの経路に点状ブロック等を設ける場合は、車いす使用者用便房の集中利用を避けるため、一般便所に誘導する。</p> <p>◇便房には手荷物置台や小物・衣類をかけるフックを設ける。</p> <p>◇発達障がい等による感覚過敏への配慮として、十分な換気等による臭気等の対策や光や音について可能な限り低刺激である設備を採用する。</p> <p>◇当該便房の出入口の廊下等には、非常呼び出し表示ランプを設け、事務所等に警報盤を設ける。</p> <p>◇非常呼び出しボタンの位置は、発達障がい者の誤操作に配慮した位置とする。</p> <p>◇性の多様性や異性介助者、家族による同伴者等に配慮した男女共用トイレを設置する。</p>	

<車いす使用者用便房> ●バリアフリー整備基準 ◇望ましい基準

項目	解説	参照条文等
⑤ 車いす使用者用便房	<p>車いす使用者用便房・・・車いす使用者が円滑に利用できる空間を確保した便房をいう。</p> <p>●建物全体で車いす使用者用便房を1以上(男子用および女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設置する。</p> <p>◇便所が設けられている階に1以上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・階の便房の総数が200以下の場合:全便房数×1/50以上</li> <li>・階の便房の総数が200以上の場合:全便房数×1/100+2</li> </ul> <p>●異性介助に配慮し、男女が共用できる位置に設ける。</p> <p>◇だれもが使いやすく、位置を把握しやすいよう、一般便所と一体的もしくはその出入口に設ける。</p> <p>◇複数設置する場合は、設備のレイアウトを左右対称にし、便所へのアプローチや移乗方法を選択できるようにする。</p>	<p>令 14-1-1</p> <p>誘 9-1</p> <p>国告 1496</p>
◎ 便房の大きさ	<p>●車いす使用者が円滑に利用できる空間を確保する。</p> <p>なお、<u>十分な空間とは、以下を標準的な整備として設ける。</u>(便房内の必要な設備等の形状、配置によって、必要な広さ・内法寸法は変わること留意する。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各設備を使用でき、車いす使用者が360°回転できるよう、直径150cm以上の円が内接できるスペースを設け、かつ200cm以上×200cm以上とする。なお、ライニング等は内寸法に含めない。また、衛生機器等は直径150cmの円が内接出来る程度の空間は避け、車いす使用者が利用しやすい位置に配置する。(内接する円は、洗面器、手すり等の下部を通過できればそれらと交差してもよいが、なるべく交差しないよう配慮する)</li> <li>・2,000㎡以上の不特定かつ多数のものが利用し、又は主として高齢者等が利用する建築物を建築する場合に設ける1以上の車いす使用者用便房には、改修等に対応が困難な場合を除き、座位変換型の(電動)車いす使用者が360°回転できるよう直径180cm以上の円が内接できるスペースを設ける。(◇220cm程度×220cm程度)</li> <li>・既存改修の場合や、用途面積が概ね300㎡以下の建築物の場合についてはやむを得ない場合に限り、車いす使用者の利用に支障のない広さ(内寸130cm×200cm(直進及び側方進入)以上、又は、150cm×180cm(側方進入)以上)とする。</li> </ul>	<p>標 2.7.2(2)</p> <p>設計のポイント</p> <p>【図6】</p> <p>【図7】</p>

項目	解説	参照条文等
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介助スペースに配慮した器具配置とする。</li> <li>・便器の正面及び側方に、車いすを近づけて便器に移乗するためのスペースを設ける。</li> </ul>	
◎ 出入口・戸	<ul style="list-style-type: none"> <li>●出入口には、移動等円滑化経路基準の出入口の規定が適用され、有効幅を80cm以上確保する。当該便房が一般便所又はその奥にある場合などは、当該便房に至るまでの経路も移動等円滑化経路となり、一般便房の出入口の有効幅も80cm以上となるため留意する。<u>ただし、200㎡未満の用途変更を行う場合は70cm以上(※)。</u></li> <li>●戸の前後に車いすの待機や方向転換のための水平なスペースを確保する。</li> <li>●戸は軽い力で操作できる引き戸とし、又は自動式引き戸とする。</li> <li>●車いす使用者の開閉時の動作を考慮して、袖壁と開閉スペースを確保する。</li> <li>●車いす使用者用便房の通路は、車いす使用者が方向転換できるよう、140cm角以上の水平スペースを設ける。</li> </ul> <p style="margin-left: 20px;">&lt;自動式引き戸の場合&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇自動式引き戸の開閉ボタンは、車いす使用者が接近しやすいよう、便房内設備等のレイアウトに配慮する。</li> <li>◇錠は電気式とし、使用中ランプは戸の開閉を連動させ、緊急時は外部からも開錠できるようにする。</li> <li>◇外部からの操作に関わらず、便房内に人がいる状態で照明や換気扇等が停止しないものとする。</li> </ul> <p style="margin-left: 20px;">&lt;手動式引き戸の場合&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●戸の握り手は棒状のもの等握りやすいものとする。</li> <li>◇開閉が容易にできるよう上吊り式(開閉時間を調整できるもの等)とする。</li> <li>◇内開き戸は、車いす使用者が入出した際にドアの開け閉めが困難であり、かつ、便房内で転倒した場合、体や車いすが支障となって戸が開かず救出が困難になることから避けるようにする。</li> <li>●鍵は車いす使用者が利用しやすい高さに設置する。</li> <li>◇指の不自由な人も容易に施錠できるよう大型レバーとし、非常の場合を考慮して、外部から開錠できるものとする。</li> <li>◇鍵は、子供連れでの利用に配慮し、子供が開錠できない位置に、別に設けることが望ましい。</li> <li>◇弱視者の利用に配慮し、出入口の施錠を示す色等の表示に配慮する。</li> </ul>	【図6、7、9】 ※条14-1-2 ただし書き
◎便器	<ul style="list-style-type: none"> <li>●腰掛便座とし、床置き便器又は壁掛式便器とする。</li> <li>●座面高さは、車いすから便座に移乗しやすい高さとし、蓋のない状態で、42～45cm程度とする。</li> <li>◇床置き便器は、前面のトラップ部分を引き込んで、車いすのフットレストがあたりにくい構造とする。</li> <li>◇便器は、温水洗浄便座を設置する。</li> <li>◇背もたれを設置する。</li> </ul>	国告1496 【図2】
◎手すり	<ul style="list-style-type: none"> <li>●腰掛便器からの立ち上がりや車いすから腰掛便器への移乗する際において、全体重をかけて使用するので、強固に取り付ける。</li> <li>◇手すりは便器の両側の利用しやすい位置に、垂直、水平に設ける。また、車いすを便器と並行に寄りついて利用する場合等に配慮し、壁付の手すりとは反対側の手すりは可動式とする。</li> <li>◇はね上げ手すりは、便座から20cmから25cm程度の上方の高さ、また便器先端と同程度の長さ、便座の中心から両側の手すりが同距離になるように配置する。</li> <li>●利用者の利便性を考慮して、L型手すりの水平・垂直部分は連続して設ける。</li> </ul>	国告1496 【図2】

項目	解説	参照条文等
◎ 洗浄装置他	<p>●腰掛便器の横壁面に設ける洗浄装置、紙巻器、非常用呼び出しのボタン配置は JIS S 0026 による配置等を基本とするが、建物の利用者の特性に応じた配置とする。</p> <p>◇便器洗浄ボタンは手の不自由な方等でも操作しやすい、押しボタン式、くつべら式等とする。自動洗浄装置やセンサー式を設ける場合は、押しボタンを併設する。</p> <p>●便器洗浄ボタンは、押しボタン式等の視覚障がい者が触知しやすく誤認しにくい、色、大きさとし、文字や図記号の見やすさ、ボタンと基盤背景の色のコントラストを大きくし、わかりやすいボタン表示すること。また、手に障がいのある人でも押しやすい操作性に配慮したものとする。</p> <p>◇紙巻器は手に障害がある人でも操作しやすいよう、片手で紙が切れる等、操作性に配慮したものとする。また、利用者が体勢を崩した際に、体重を荷重できる強度のあるものとする。</p> <p>◇非常用呼び出しボタンは、腰掛便座及び車いすに座った状態で手が届く範囲に設け、床に転倒した際も手が届く位置に設けるか、ひもで操作できるものとする。</p> <p>◇操作ボタンは前方から移乗する場合に配慮し、便座横の操作ボックスではなく、壁付けとする。</p> <p>◇同一建築物内においては、洗浄装置等の使用法や、ボタン等の形状・配置を統一する。</p>	条17-3-1 JIS S 0026
◎ 洗面・水栓器具	<p>&lt;便所一般(一般便所、車いす使用者用便房等すべてに掛かる基準)&gt;</p> <p>②洗面・水栓器具を準用する。</p> <p>◇便座に腰かけた状態で手を洗浄する必要があるため、便座から手が届く位置に小型手洗い器を設ける。</p>	条17-3-2
◎ 大型ベッド	<p>●介助者の動作(おむつ替え、着替え、排せつ)に支障がない十分なスペースを確保し、車いす使用者の利用に支障がなく、戸の開閉や施錠が円滑に行える位置とする。</p> <p>◇折畳み式大型ベッド等は、使用状態でも、緊急時に人が出入りできるよう、大型ベッドと出入口の位置に配慮する。</p> <p>●大型ベッドには転落の危険がある旨を表示し、注意喚起する等の転落防止対策を講じる。</p> <p>●折畳み式大型ベッドを設置する場合には、車いすに座ったままでも畳める構造、位置とする。</p> <p>◇大型ベッドの寸法は施設用途や利用者ニーズを踏まえて決定する。</p>	条17-3-3 別表第6 【図7,8】
◎配慮事項	<p>◇異性介助のプライバシーの確保のため、便房内に仕切りやカーテンを設ける。</p> <p>◇異性介助者が待機できる椅子等を設置する。</p> <p>◇車いす利用者でも手が届く範囲に、手荷物置台や小物・衣類をかけるフックを設ける。フックは、立位でもぶつからない位置とし、仮に当たった場合でもけがをしにくい丸みを帯びた形状とする。</p> <p>◇汚物入れは、一般のものより大きなものを用い、車いすに乗ったままでも手の届く位置に設ける。</p> <p>◇便房内には、身づくろい用の鏡を取り付ける。特に、車いすが回転できるスペースを確保できない便房には、後方を確認用の鏡を設置する。(大きさは下端が床上 90 cm程度、上端が 180 cm程度)</p>	
⑥標識	<p>●車いす使用者用便房の出入口及び玄関付近には当該便房があることを表示する標識を設ける。ただし、令 20-1 による案内板を設置している場合を除く。</p> <p>◇玄関付近に案内板がない場合は、建物内の案内板に位置を示す。</p> <p>●「13 標識」の一般基準の解説を準用する。</p> <p>●「14 案内設備」の一般基準の解説を準用する。</p>	条17-5、6 【図11】



<オストメイト用設備> ●バリアフリー整備基準 ◇望ましい基準

項目	解説	参照条文等
⑦ オストメイト 用設備	<p>水洗器具はオストメイト(人工肛門・人工膀胱等のように、腹部に人工的に排泄口を作った人のことをいう。)の利用に配慮して、スチーム装具(排泄物をためておく袋)や、汚れた衣服や腹部を洗うための設備(洗浄装置及び水栓)をいう。</p> <p>●建物には、オストメイト用設備を有する便房を1以上(男女の区別があるときは、それぞれ1以上)設置する。</p> <p>◇便所を設けた階ごとに1以上(男女の区別があるときは、それぞれ1以上)設置する。</p> <p>◇スチーム装具を交換する際に腹部を洗浄することがあり、水栓は温水が出る混合水栓とする。</p> <p>◇腹部等を洗浄しやすいように水栓はハンドシャワー型とする。</p> <p>◇大便器と併用する水洗器具(簡易型水洗器具)は、利用しやすいとは言えないため、専用の汚物流しが配置できないような既存便所等の改修やスペースの確保が困難な小規模建築物等に設置する。</p>	<p>令 14-1-2</p> <p>誘 9-1</p> <p>【図 4、5】</p>
⑧ 簡易型水栓 器具の禁止	<p>●次に掲げる特別特定建築物は、水洗器具と便器は別のものとする。(専用の汚物流しを設け、水洗器具には温水シャワーを備える。(簡易型水洗器具は不可))</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署</li> <li>・公衆便所</li> <li>・床面積の合計が 1,000 m<sup>2</sup>以上である特別特定建築物</li> </ul>	<p>条 17-4</p> <p>【図 4】</p>
◎配慮事項	<p>◇手洗い用のせっけんやペーパータオル等を設置する。</p> <p>◇全身を映すことのできる鏡を設置する。</p> <p>◇十分な広さの手荷物台、小物・手荷物を置くカウンターやコート等の衣服を掛けるフックを複数設ける。</p> <p>◇スチーム装置の廃棄等の大きさに配慮した汚物入れを設ける。</p> <p>◇スチーム装置の装着や身だしなみを確認するための鏡や汚物流しの近くに着替え台を設置する。</p> <p>◇簡易型水栓器具の場合、パウチを交換時に床に膝を付けて交換することがあるため、すのこやシートなどを常設する。</p>	<p>標 2.7.2</p> <p>(3)③</p> <p>【図 4】</p>
⑨標識	<p>●オストメイト用設備を有する便房の出入口及び玄関付近には当該便房があることを表示する標識を設ける。ただし、玄関付近の標識は令 20-1 による案内板を設置する場合を除く。</p> <p>●玄関付近に案内板がない場合は、建物内の案内板に位置を示す。</p> <p>●「13 標識」の一般基準の解説を準用する。</p> <p>●「14 案内設備」の一般基準の解説を準用する。</p>	<p>条 17-5、6</p> <p>【図 11】</p>

<子育て支援設備> ●バリアフリー整備基準 ◇望ましい基準

項目	解説	参照条文等
⑩⑪ 子育て支援 設備	<p>●「18 子育て支援環境の整備」の一般基準ベビーチェア、ベビーベッドの解説を準用する。</p> <p>●「13 標識」の一般基準の解説を準用する。</p>	<p>条 17-2</p>

<一般便房> ●バリアフリー整備基準 ◇望ましい基準

項目	解説	参照条文等
⑫大便器	●車いす使用者用便房とは別に、腰掛便座の大便器を設けた便房を1以上(男女の区別があるときは、それぞれ1以上)設ける。 ◇腰掛便座は、温水洗浄便座とする。	条 17-1-3
◎手すり等	◇高齢者などの下肢機能が低下している者の立ち上がりを補助し、用便中の姿勢を安定させるのに有効であるため、手すりを設ける。なお、手すりのつかみやすい位置には個人差があるため、できるだけ長いものやL型手すりとする。(腰掛式と和式の便房がある場合はそれぞれ1以上) ◇洗浄装置、紙巻器、非常用呼び出しのボタン配置はJIS S 0026による配置とする。 ◇洗浄ボタン等の配置は「車いす使用者用便房 ◎洗浄装置他」を準用する。	標 2.7.4
⑬⑭小便器	●男子用小便器のうち、1 以上は床置き式の小便器又は壁掛式とし、受け口の高さが 35cm 以下(低リップ式)のものとする。 ◇男子用便所が設けられている階ごとに低リップ式小便器を1以上設置する。 ●小便器を設ける便所の出入口の幅は、80 cm以上とする。 ◇手すりの付いた小便器は、出入口に一番近い位置に設ける。	令 14-2 【図 2】 誘 9-2 条 17-1-4
◎手すり	●杖使用者等が立位を保てるよう 1 以上の小便器の周囲に手すりを設ける。 ◇小便器の手すり高さは小便器手前上部が 120 cmの高さ、横手すりは 80~90 cm 程度とし、壁からの距離は 55~60 cmとする。 ◇小便器脇は、杖や傘等を立てかけるくぼみ、又はフック、正面には、手荷物置き台を設ける。	条 17-1-4 【図 2】 標 2.7.1(4) 留意点
⑮ 分散配置	●一般便房に、⑦で設けるものとは別にオストメイト用設備(簡易型水洗器具も可)を、⑪で設けるものとは別にベビーベッドを設ける(男子用及び女子用の区別がある場合、それぞれ 1 以上設ける)。	条 17-2-3
◎配慮事項	◇オストメイト用設備、子育て支援設備の配慮事項を準用する。 ◇オストメイトに配慮し、男女の便房内に汚物入れ(サニタリーボックス)を設置する。 ◇床等の清掃性に配慮する。	

<車いす使用者用簡易型便房> ●バリアフリー整備基準 ◇望ましい基準

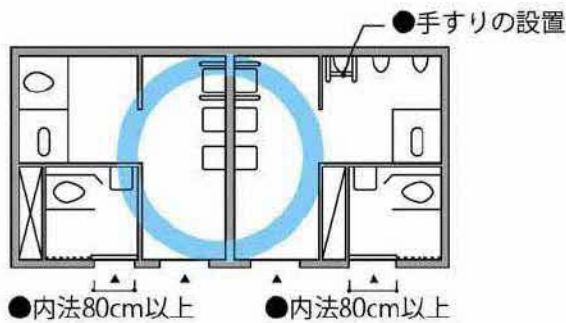
項目	解説	参照条文等
⑯車いす使用者用簡易型便房	車いすが使用可能な有効幅や空間を確保し、腰掛便座、着座や立ち上がりのための手すりを設けることで、自力で腰掛便座に移乗が可能な車いす使用者等の利用を可能とする便房をいう。 ●⑤で設けるものとは別に車いす使用者用簡易便房を 1 以上設ける(男子用及び女子用の区別がある場合、それぞれ 1 以上設ける)。	標 2.7.3(1) 【図 9】
◎便房の大きさ	●車いすです使用可能なゆとりある広さを確保する。なお、 <u>使用可能なゆとりある広さとは、以下を標準的な整備として設ける。</u> (便房内の必要な設備等の形状、配置によって、必要な広さ・内法寸法は変わること留意する。) ・直進又は側方進入の場合:幅 130 cm以上、奥行き 200 cm以上とし、便器先端から 130 cm角のスペースを確保 ・側方進入の場合:幅 150 cm以上、奥行き 180 cm以上	標 2.7.3(1) 【図 9】
◎便器	●便器は、「車いす使用者便房 ◎便器」を準用する。 ◇便器は、「車いす使用者便房 ◎便器」を準用する。	
◎手すり	●手すりは、「車いす使用者便房 ◎手すり」を準用する。	【図 9】

項目	解説	参照条文等
◎出入口・戸	<ul style="list-style-type: none"> <li>●利用居室等から車いす使用者用簡易型便房までの経路は、移動等円滑化経路となるため、1以上の経路は出入口の規定が適用され、有効幅を80cm以上とする。</li> <li>●戸は軽い力で操作できる引き戸、折れ戸を原則とし、やむを得ない場合には外開き戸等とする。</li> <li>◇引き戸での開口幅が不足する場合は、2枚引き戸や折れ戸を使用すると十分な開口幅を確保できる場合がある。</li> <li>◇車いす使用者が戸や取手に近寄ることができるよう、限られたスペースにおいて、出入口の配置や戸の形式、取手の形状、鍵の位置等を工夫し設置する。</li> </ul>	
◎洗浄装置他	●洗浄装置等は、「車いす使用者便房 ◎洗浄装置他」を準用する。	

## ■ 参考図

図 1 便所の配置例

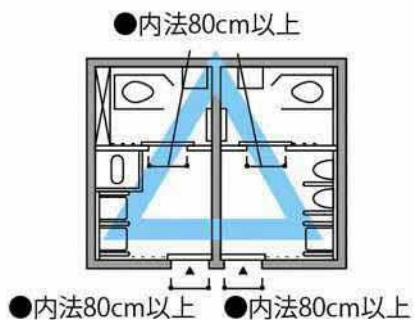
共用部に車いす使用者用便房を設けた例



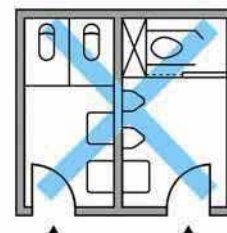
男女兼用の車いす使用者用便房を設けた例



男女それぞれの便所内に車いす使用者用便房を設けた例  
※異性介助がしづらい



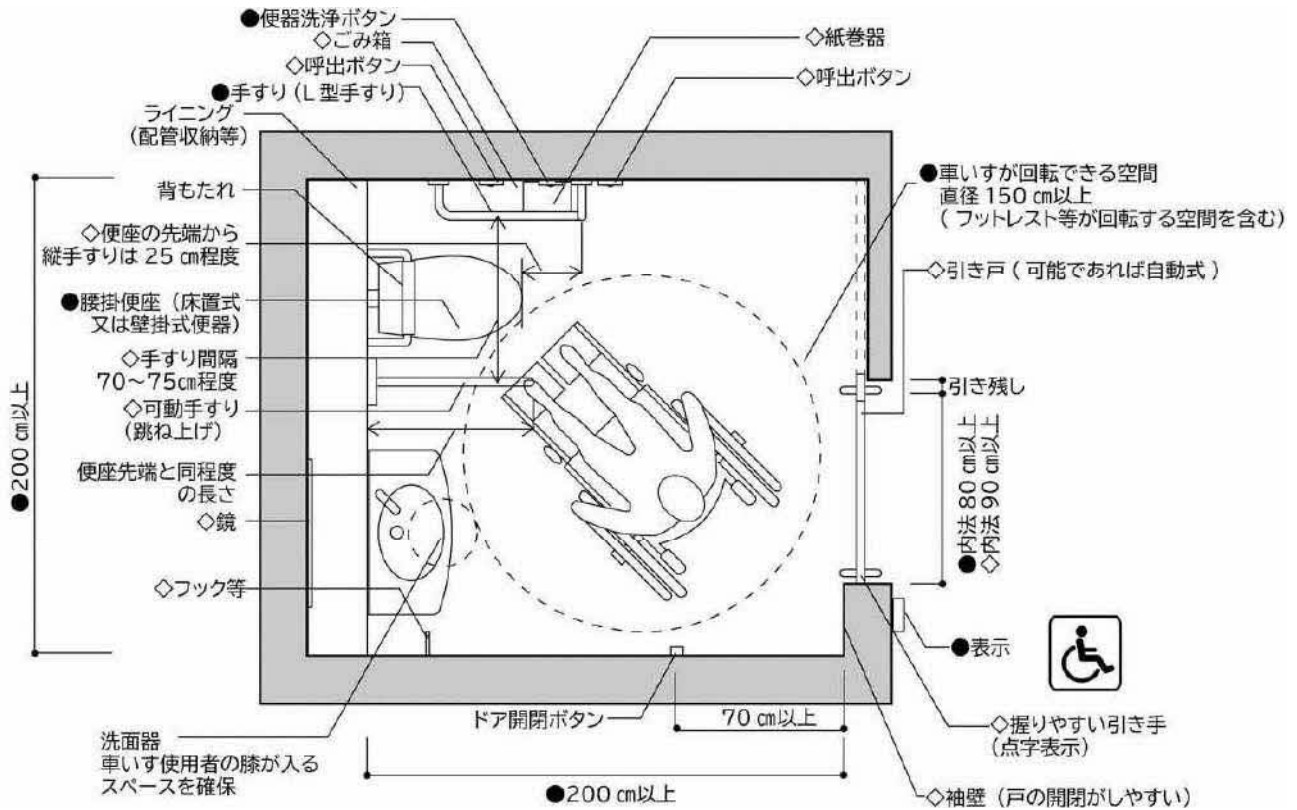
男子便所又は女子便所のどちらか一方に車いす使用者用便房を設けた例  
※異性介助がしづらい



## 参考図

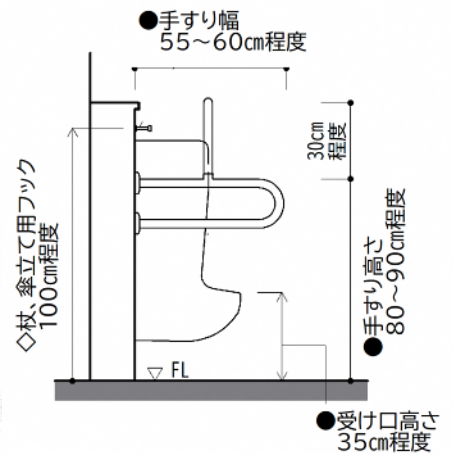
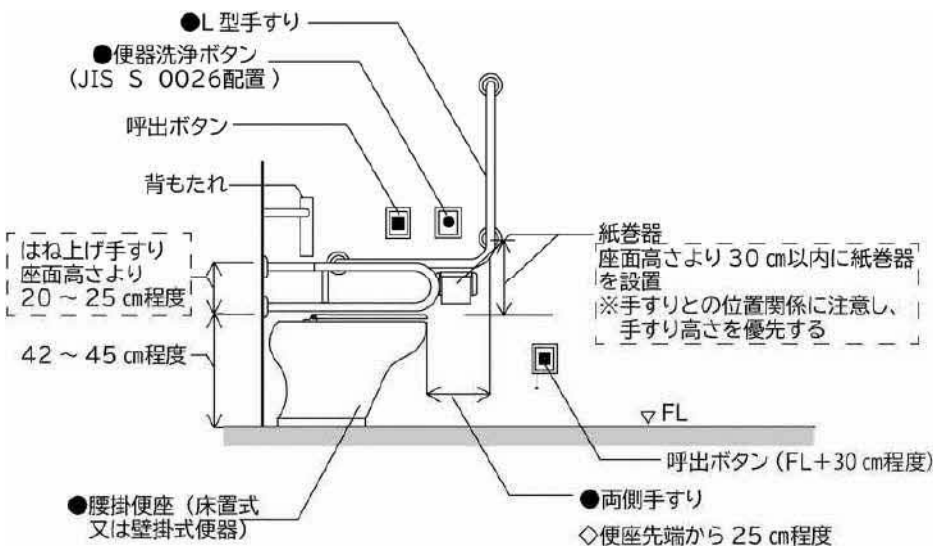
### 図2 手すりの設置例

<車いす使用者用便房の設置例>



<大便器の手すりの設置例>

<小便器の手すりの設置例>

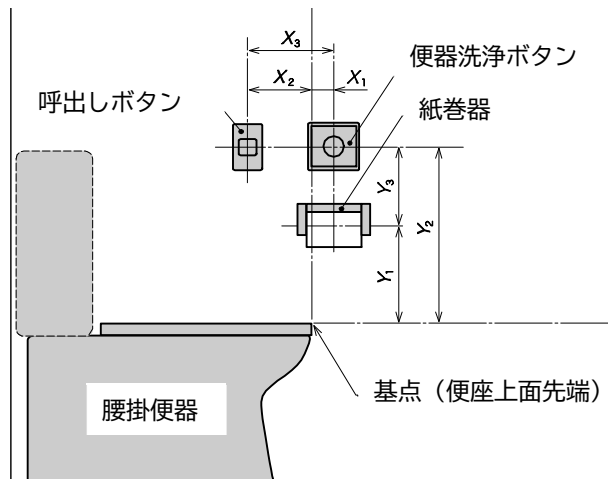


<手すり兼用のペーパーホルダー>



## 参考図

図3 洗浄ボタン等の配置例(JIS Z 8210)



器具の種類	便座上面先端（基点）からの水平距離	便座上面先端（基点）からの垂直距離	二つの器具間距離
紙巻器	$X_1$ : 便器前方へ 約 0~100	$Y_1$ : 便器上方へ 約 150~400	—
便器洗浄ボタン		$Y_2$ : 便器上方へ 約 400~550	$Y_3$ : 約 100~200 (紙巻器との垂直距離)
呼出しボタン	$X_2$ : 便器後方へ 約 100~200		$X_3$ : 約 200~300 (便器洗浄ボタンとの水平距離)

### <洗浄ボタンとシャワーボタンの配置例>

洗浄ボタンとシャワーボタンを別にする。



- ・便房のわかりやすい操作ボタン
- ボタンの色・素材やコントラストのある図記号（ピクトグラム）を組み合わせた工夫

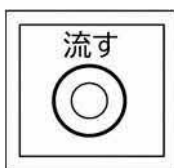
### <操作系ピクトグラムの例>



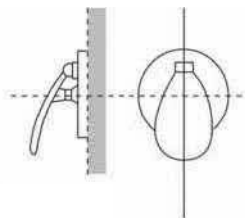
図の出典：（一般社団法人）日本レストルーム工業会「標準ピクトグラム」

### <操作が容易な洗浄ボタンの例>

●押しボタン式



●くつべら式



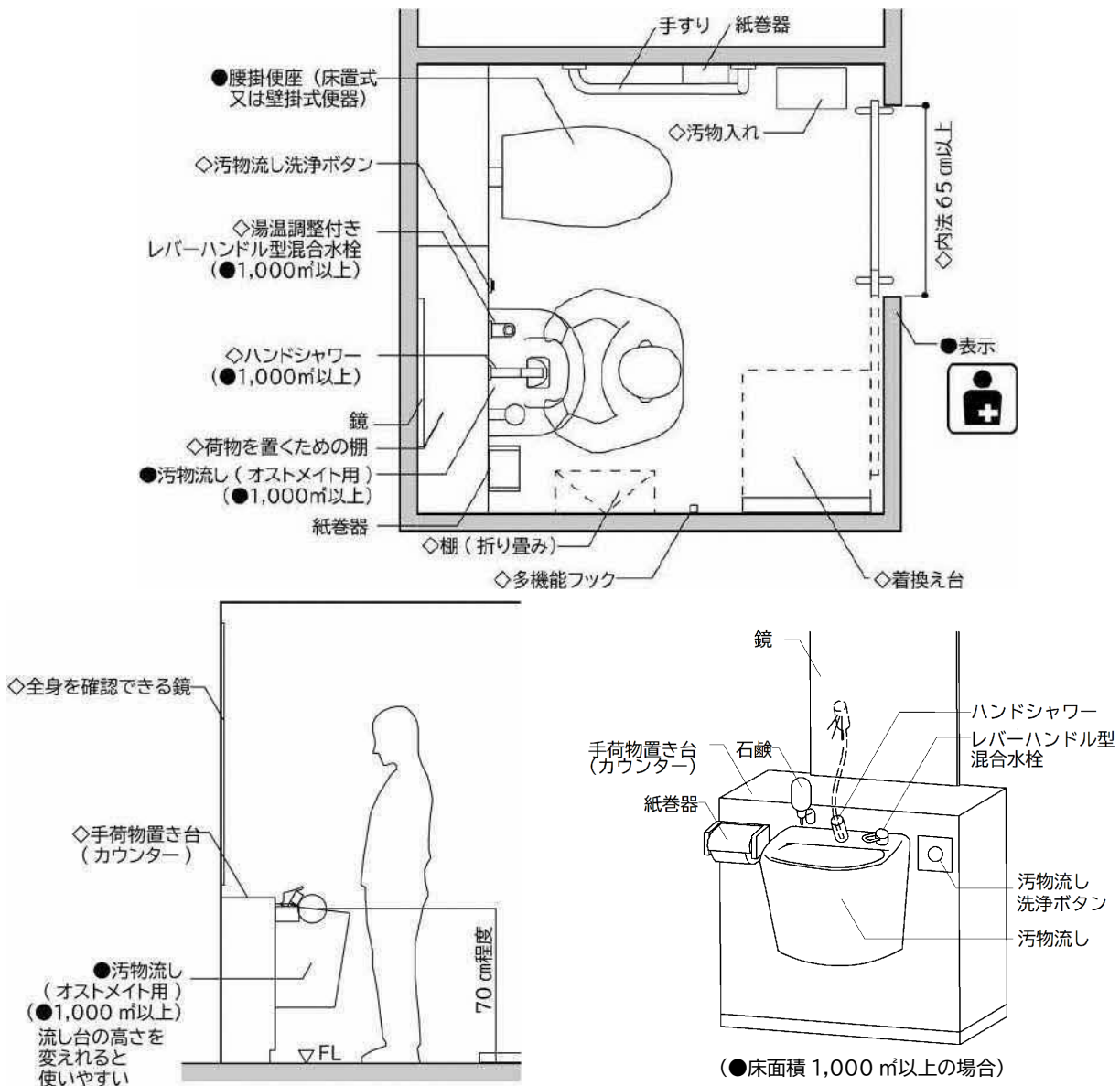
◇光感知式（センサー式）



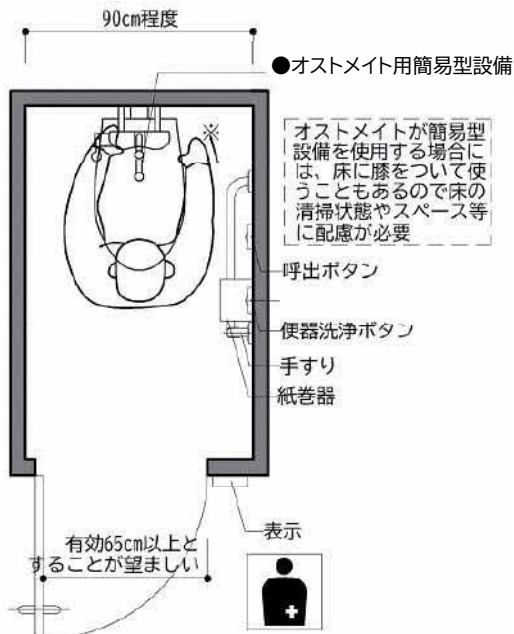
◇光感知式（センサー式）の洗浄ボタンは、視覚障がい者や手に障がいのある人には使いにくい設備であるため、押しボタン式スイッチと併用する。

# 参考図

## 図4 オストメイト用汚物流しの設置例



## 図5 オストメイト用簡易型便房



■ 参考図

図 6 バリアフリースイレの設置例(すべての建築物)

200 cm以上×200cm以上の例

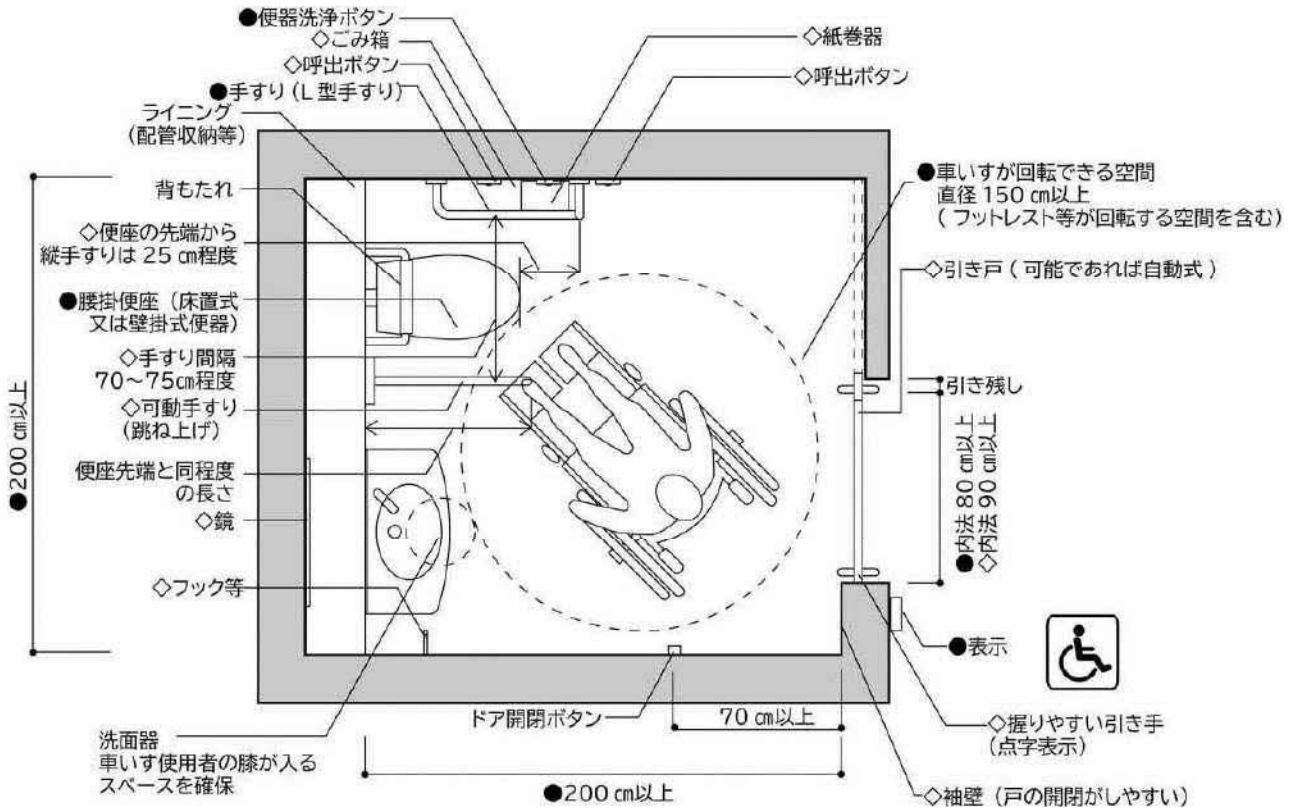
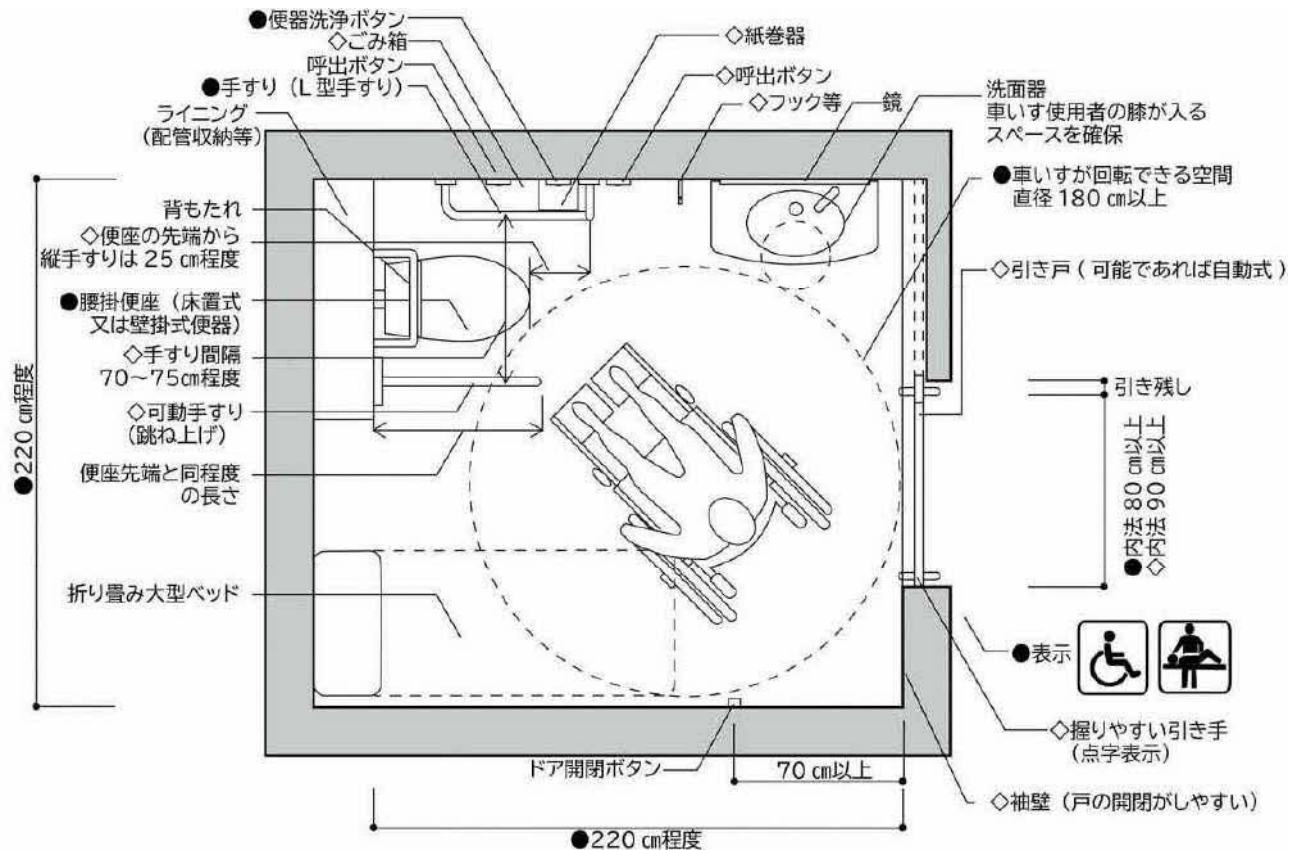


図 7 バリアフリースイレの設置例(床面積 2,000 m<sup>2</sup>以上の建築物)

220 cm以上×220cm以上の例



■ 参考図

図 8 大型ベッドの設置例

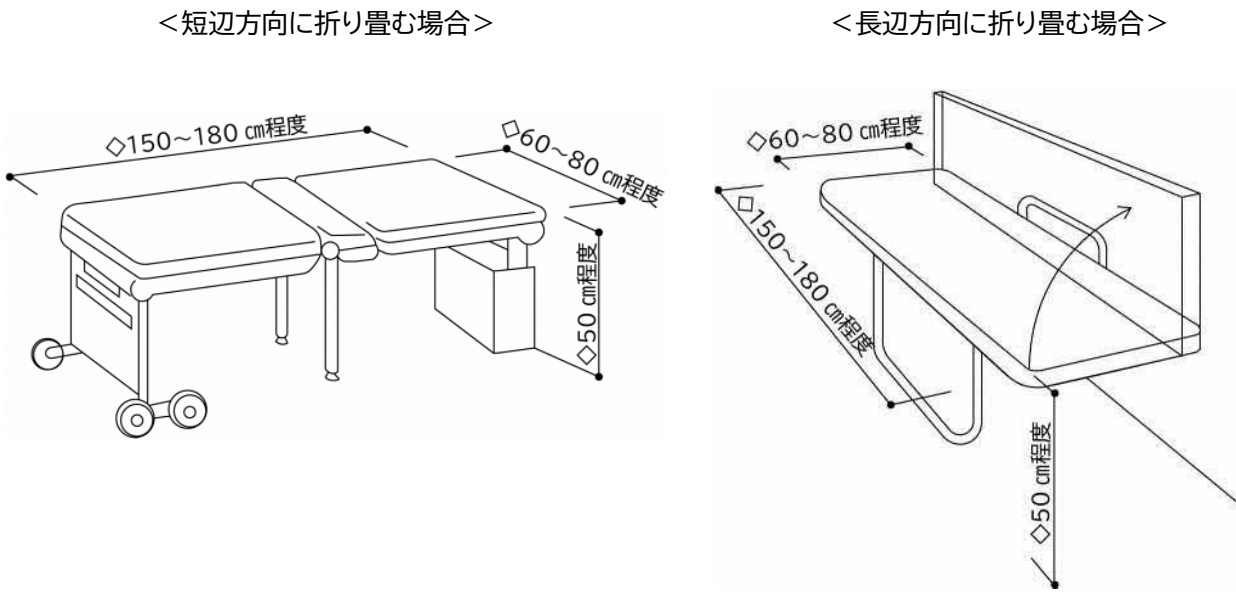
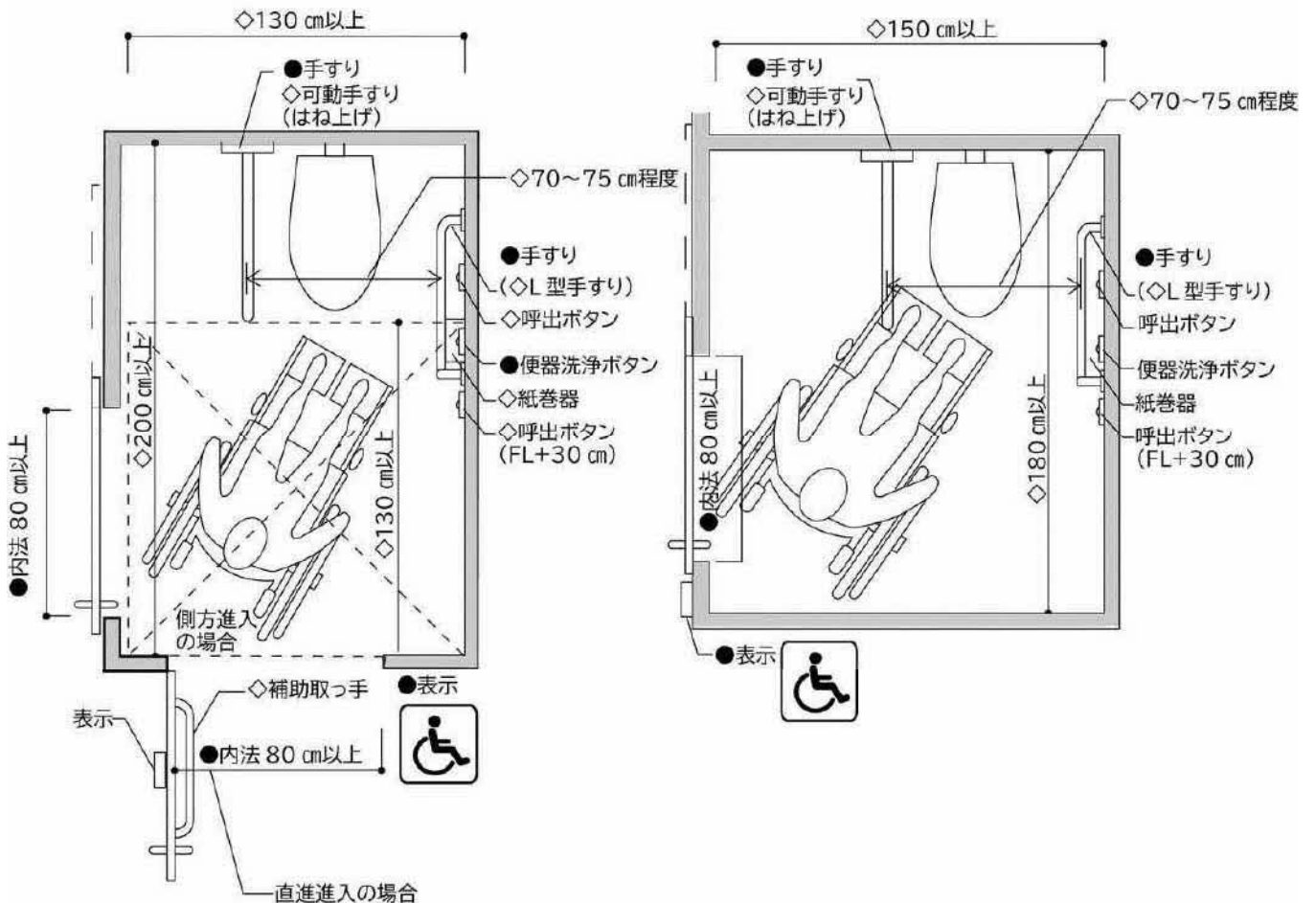


図 9 車いす使用者用簡易型便房の設置例

<直進進入又は側方進入の例>

<側方進入の例>





## ■ 参考図

図 10 火災警報装置(フラッシュライト)の設置例



図 11 便房設備機能の標識例



- ・ 便房設備（機能）の表示に合わせて、「男女共用トイレ」のピクトグラムを付加することにより、異性による介助・同伴利用者、性的マイノリティの方が利用しやすい便房となる。



## 参考図

図 12 弱視者への配慮

弱視者に向けた配慮として、出入口と廊下の壁と床の色合いを変えたり、便所の配置等をわかりやすく表示した案内図や便所の表示板(標識)にピクトグラム等を使用し、容易に識別しやすいものでわかりやすくする必要があります。

また、トイレ内部では、便房と壁面(ライニング等)を色の明度差等で識別しやすいように配慮したものとします。(参照:Ⅱ 施設整備の配慮事項及び設計事例集 1弱視者向けの施設整備の配慮事項及び設計事例集、Ⅱ 施設整備の配慮事項及び設計事例集 2 誰もが使いやすいトイレ整備の配慮事項及び設計事例集)



・大きめのレバーハンドル錠、色による戸の施錠/開錠表示(点字表示付き)

・色による戸の施錠/開錠状況



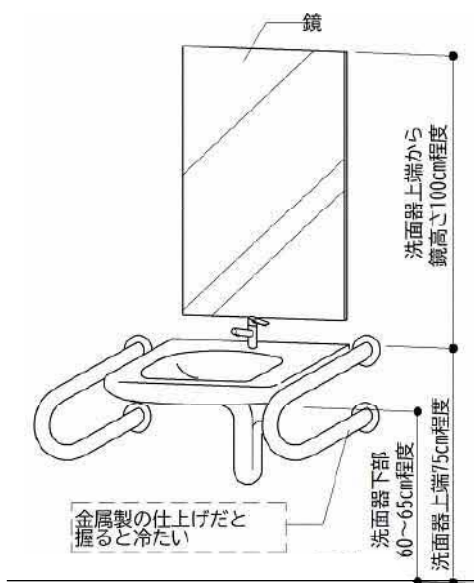
・機能をわかりやすく示し、点字表示・色使いにも配慮された案内図



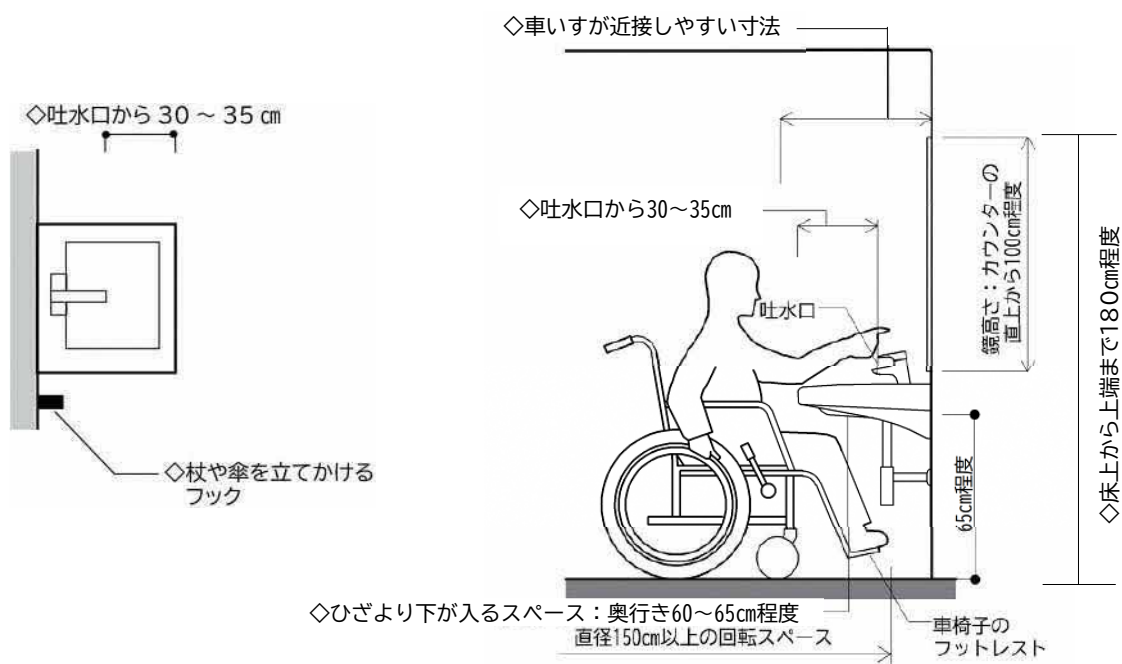
・男性トイレ入口前の表示(便房内に設置された乳幼児用設備等を表示した点字併記の案内図)

■ 参考図

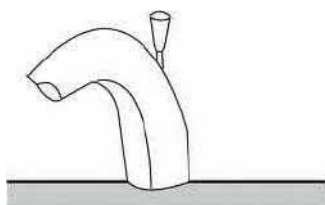
図 13 洗面器の設置例



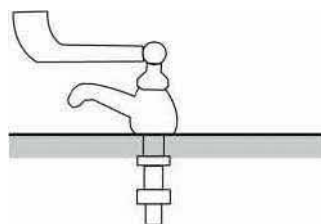
<車いす使用者が利用しやすい洗面器の例>



<水栓器具の例>



自動水栓



レバー式水栓



# 09 浴室又はシャワー室

## ■ 基本的な考え方

高齢者や障がい者等が使用する浴室又はシャワー室は、安全かつ不自由なく利用できるよう配慮する必要があります。このため車いすを使用する場合に横付けできるとともに、介助用スペースの確保が必要です。加えて、浴室用車いす又はシャワーチェアなど入浴を介助する設備又は備品を備えなければなりません。

## ■ バリアフリー整備基準

内容		関連条項	対象規模
一般基準	①共用の浴室等を設けているか(男女の区別がある場合はそれぞれ1以上) 【①が「有」の場合(1)～(8)に適合するか】	条18の3	別表第7
	(1)表面は、滑りにくい材料で仕上げているか		
	(2)浴槽及びシャワーを利用するための区画内に、手すりを適切に設けているか		
	(3)洗い場又はシャワーは、容易に操作可能な自動温度調整器付き混合水栓を設置しているか		
	(4)浴室用車いす、シャワーチェア等の車いす使用者が円滑に入浴できる設備又は備品を1以上設置しているか		
	(5)車いす使用者が円滑に利用できる空間を確保しているか		
	(6)浴室内には段を設けていないか(傾斜路又はエレベーターその他昇降機を併設する場合は除く)		
	(7)廊下から浴槽までの経路のうち1以上は、出入口の戸は自動開閉構造又は引き戸とし、その幅は80cm以上であるか		
(8)更衣ブース又はシャワーブースを設置する場合は、それぞれ1以上の出入口が幅80cm以上であるか			

## ■ バリアフリー整備基準の解説

<一般基準> ●バリアフリー整備基準 ◇望ましい基準

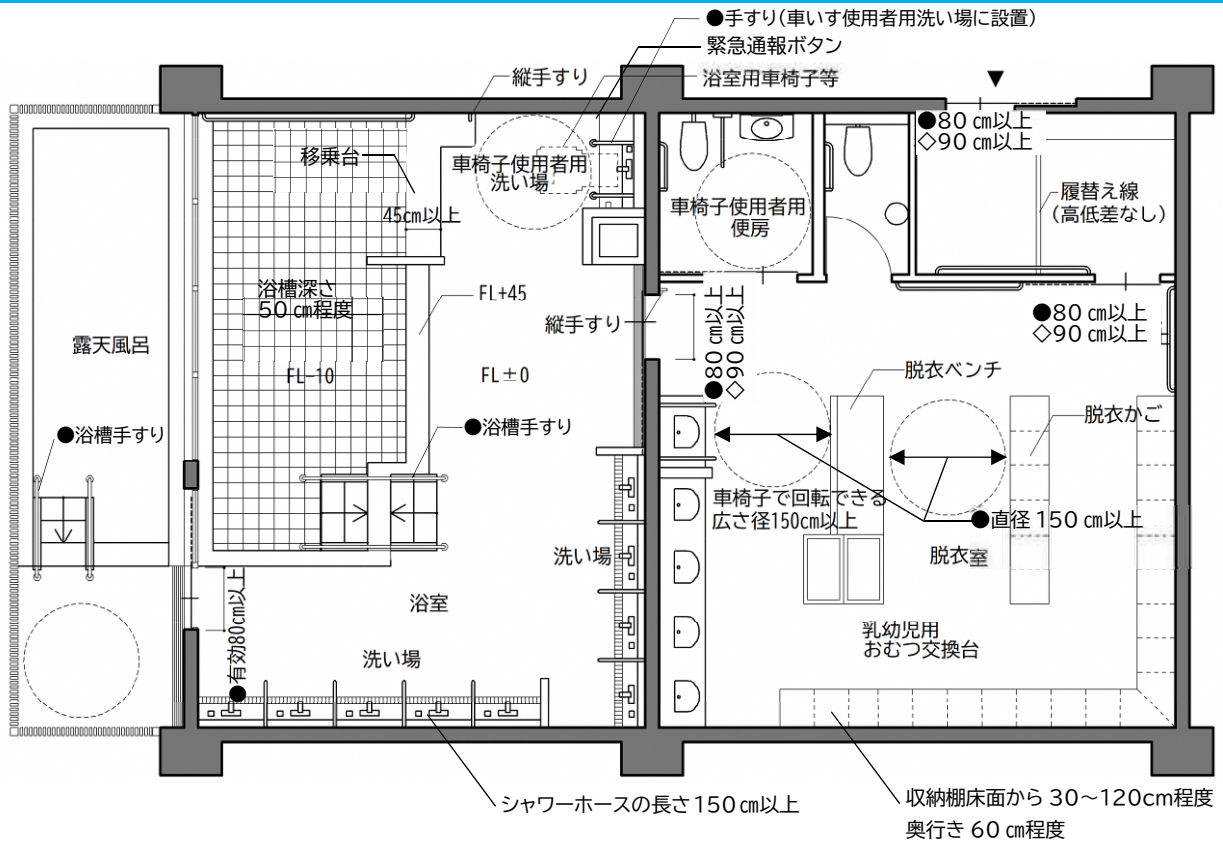
項目	解説	参照条文等
①浴室等の設置	浴室等は、浴室(脱衣所、浴室、浴槽等で構成する空間)又はシャワー室(脱衣所、シャワー室やスペースで構成する空間)をいう。 ●別表第7に掲げる規模の特別特定建築物において、共用の浴室等(車いす使用者用客室のものを除く。)を整備する場合、そのうち1以上(男女の区別があるときは、それぞれ1以上)は、(1)～(8)の基準に適合する浴室等を設置する。 ◇浴室等は、高齢者や障がい者にとって転倒等の危険性の高い場所であるため、障がいの種別、程度、介助の有無等を考慮して、浴室等の形状や設備を計画する。	別表第7

項目	解説	参照条文等
(1) 床面等の仕上げ	<p>●浴室等の床は濡れた状態でも滑りにくい材料で仕上げ、転倒又は床に座った状態で移動しても体を傷つけない材料とする。(◇壁も同様)</p> <p>●滑りにくい材料は、「24 滑りにくい床材」の参考とするべき項目の解説を準用する。</p> <p>◇浴室用車いす等での移動の妨げにならないよう、床は水はけの良い材料で仕上げ、可能な限り排水勾配を緩やかにする。</p>	<p>条18の3-1-1</p> <p>標2.10.1(1)④</p>
(2)手すり	<p>●浴槽及びシャワーを備えた浴室内の車いす使用者用の洗い場、車いす使用者用のシャワー室等には、手すりを適切に設ける。</p> <p>◇浴室の出入口から洗い場、浴槽に誘導する経路に手すりを設ける。</p> <p>◇手すりは原則として水平・垂直に取り付ける。特に洗い場と浴槽での移乗に際して、立ち上がる動作を補助するための垂直タイプの手すりを設ける。段がある場合は、斜めに取り付けることができる。</p> <p>◇必要に応じて手すりは連続させて設置する。</p> <p>◇手すりの設置は、片側とするが、片側まひの方による利用も考えると、できる限り両側に設置する。</p>	<p>条18の3-1-2</p> <p>標2.10.1(2)③</p>
(3) 混合水栓金具	<p>●洗い場又はシャワーの水栓金具は、レバー式等の操作しやすいものとする。</p> <p>●自動温度調節器(サーモスタット)付き混合水栓等、湯水の混合操作が容易なものとし、自動温度調節器には適切な温度の個所に認知しやすい印を付ける。</p> <p>◇水栓金具は、動作の障がいにならない位置に設け、洗い場の水栓金具の取り付け高さは、浴室用車いす等に座った状態で手が届く位置とする。</p> <p>◇点字表示をするとともに、浮き彫り文字等を併用する等の工夫をする。</p>	<p>条18の3-1-3</p> <p>標2.10.1(1)③</p>
◎シャワー	<p>◇原則としてハンドシャワーとする。</p> <p>◇シャワーヘッドは垂直に取り付けられたバーに沿ってスライドし高さを調整できるものか、上下2箇所の使いやすい位置に、ヘッド掛けを設けたものとする。</p> <p>◇シャワーホースの長さは150cm以上とする。</p>	<p>標2.10.1(1)③</p> <p>(2)③</p> <p>【図1,2】</p>
(4) 設備・備品	<p>●浴室には、浴室用車いす、シャワーチェアその他の車いす使用者が円滑に入浴を行うことができる設備又は備品を1以上設置する。具体的には、天井走行式介助リフト、介助用浴室車いす、自走式浴室用車いす、移乗台等をいう。</p> <p>◇異性による介助に配慮し、男女が共用できる脱衣室・更衣ブース内に、車いす使用者が円滑に利用できる貸し切り浴室を1以上設ける。</p>	<p>条18の3-1-4</p> <p>標2.10.1(2)①</p>
◎脱衣所	<p>◇収納棚を設ける場合は、床からの高さは30～120cm程度以内とし、奥行きは60cm程度とする。</p> <p>◇脱衣所や更衣ブースでは、介助スペースを確保できるように脱衣ベンチは床に固定することは避ける。</p> <p>◇脱衣ベンチは、座面の高さは40～45cm程度、幅は180cm程度、奥行きは60cm程度以上とする。</p>	<p>標2.10.2(3)③</p> <p>(5)②</p> <p>【図1】</p>
◎浴槽	<p>◇浴槽の深さは50cm程度、エプロン高さは42～45cm(車いすの座面の高さ)程度とする。</p> <p>◇浴槽の縁には、車いすから移乗できる移乗台を設ける場合、移乗台の高さ及び奥行きは、浴槽と同程度とし、幅は45cm以上とする。移乗台は取り外し可能なものでもよい。</p>	<p>標2.10.1(2)③</p> <p>【図1】</p>
◎緊急通報ボタン	<p>◇緊急通報ボタンは、床に転倒したときにも届くよう、側壁面の低い位置に設け、ループやひもを付けたものとする。</p>	<p>標2.10.1(2)③</p> <p>【図2】</p>

項目	解説	参照条文等
◎その他備品	<p>◇貸し切り浴室では、浴槽の床が滑りにくいよう、床マットを貸し出すことができるよう準備する。</p> <p>◇シャンプー・リンス・ボディソープ等の容器は、視覚障がい者が手で触れて区別することのできるものを設ける。</p>	<p>標 2.10.1 (2)</p> <p>④ 標 2.10.1(1) ⑤</p>
(5)スペース	<p>●出入口から更衣室、浴室、浴槽までの通路及び車いす使用者用の洗い場、車いす使用者が円滑に利用できる空間として、車いすが 360°回転できるように、直径 150 cm 以上の円が内接できるスペースを設ける。 (洗い場、手すり等の設備の下部に車いすのフットレストが通過できるスペースが確保されていれば、それらと円が交差してもよい。)</p> <p>◇車いすで浴槽に接近できるスペースを確保し、浴槽の周囲では三方向から介助できるスペースを確保する。</p>	<p>条 18 の 3-1 -5</p> <p>【図 1】 標 2.10.1(2) ②</p>
(6)段差の解消	<p>●排水に配慮しつつ、出入口から浴槽又はシャワー室までの床面には段差を設けない。</p> <p>◇廊下から脱衣所・更衣室、浴室・シャワー室までの経路は、車いすによる移動が円滑に行えるよう配慮する。</p>	<p>条 18 の 3-1 -6</p> <p>【図 1】</p>
(7)(8)出入口	<p>●廊下から浴槽までの経路のうち1以上の出入口の戸は、自動的に開閉する構造である戸又は引き戸とし、その経路幅は80cm以上とする。</p> <p>●更衣を行うための設備ブース又はシャワーを利用するための設備(シャワーブースやシャワースペース等)を設ける場合は、それぞれ1以上の出入口の幅を 80 cm以上とする。</p> <p>●「02 出入口」の移動等円滑化経路の基準の解説②④戸の形式を準用する。</p>	<p>条 18 の 3-1 -7</p> <p>条 18 の 3-1 -8</p> <p>誘 13-1-2 【図 1】</p>
その他留意点	<p>◇弱視者の視認性や高齢者の分かりやすさに配慮し、浴槽、水栓金具、洗面器等の備品・設備等の壁の仕上げ材料は、部品・設備等と壁及び床と色のコントラストの差を確保する。</p>	<p>標 2.10.1 (1)留意点</p>

## 参考図

### 図1 浴室の整備例



・手すり、階段、天井走行式の  
介助用リフトを設置した貸し切り浴室



・浴槽まで車いすでアクセス可能な大浴場  
(手すりを整備。入浴は歩行による。)



09

浴室又はシャワー室

### 図2 シャワー室の整備例

